

# 半 期 報 告 書

(第86期中) 自 平成14年 4 月 1 日  
至 平成14年 9 月 30 日

三井住友海上火災保險株式会社

(551002)

第86期中（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）

# 半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成14年12月24日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

三井住友海上火災保険株式会社

# 目 次

頁

## 第86期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【保険引受の状況】	8
3 【対処すべき課題】	16
4 【経営上の重要な契約等】	16
5 【研究開発活動】	16
第3 【設備の状況】	17
1 【主要な設備の状況】	17
2 【設備の新設、除却等の計画】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【株価の推移】	22
3 【役員の状況】	23
第5 【経理の状況】	24
1 【中間連結財務諸表等】	25
2 【中間財務諸表等】	59
第6 【提出会社の参考情報】	78
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	79

## 中間監査報告書

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成14年12月24日

【中間会計期間】 第86期中(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

【会社名】 三井住友海上火災保険株式会社

【英訳名】 Mitsui Sumitomo Insurance Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 植村裕之

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川二丁目27番2号

【電話番号】 東京(3297)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部文書グループ次長 玉井康昭

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川二丁目27番2号

【電話番号】 東京(3297)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部文書グループ次長 玉井康昭

【縦覧に供する場所】 当社関西総務部  
(大阪市中央区北浜4丁目5番33号)

当社横浜支店  
(横浜市神奈川区栄町7番地1)

当社神戸支店  
(神戸市中央区栄町通1丁目1番18号)

当社中部総務部  
(名古屋市中区錦1丁目2番1号)

当社千葉支店  
(千葉市中央区中央4丁目7番4号)

当社埼玉支店  
(さいたま市東町2丁目20番地)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目6番10号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目3番17号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

連結会計期間別	自 平成12年 4月1日 至 平成12年 9月30日	自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日	自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日	自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日
経常収益 (百万円)	511,123	482,236	950,300	989,707	1,439,244
正味収入保険料 (百万円)	321,378	338,166	655,398	637,669	935,690
経常利益 (百万円)	17,128	13,498	44,670	27,157	50,292
中間(当期)純利益 (百万円)	12,469	5,914	29,500	15,450	16,118
純資産額 (百万円)	775,521	619,494	1,147,652	771,138	1,269,927
総資産額 (百万円)	3,700,915	3,675,106	6,702,678	3,888,289	7,323,905
1株当たり純資産額 (円)	1,024.18	818.12	786.29	1,018.39	869.82
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	16.06	7.81	20.20	20.14	14.44
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	15.00	7.36	19.00	18.93	13.66
自己資本比率 (%)	20.95	16.86	17.12	19.83	17.34
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,873	13,258	70,415	12,891	△19,752
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△17,422	△23,277	△82,218	24,312	△36,654
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△18,025	△5,933	△8,582	△17,827	△37,272
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	173,746	221,628	350,801	237,175	372,383
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	8,341 〔—〕	8,480 〔—〕	15,956 〔—〕	8,186 〔—〕	16,121 〔—〕

なお、住友海上火災保険株式会社の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

連結会計期間別	自 平成12年 4月 1日 至 平成12年 9月30日	自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日	自 平成12年 4月 1日 至 平成13年 3月31日
経常収益 (百万円)	477,972	462,016	914,079
正味収入保険料 (百万円)	288,641	299,183	559,921
経常利益 (百万円)	13,421	12,301	34,182
当期(中間)純利益 (百万円)	8,338	2,868	14,438
純資産額 (百万円)	753,298	586,222	739,298
総資産額 (百万円)	3,699,459	3,499,876	3,683,712
1株当たり純資産額 (円)	1,136.21	884.21	1,115.09
1株当たり当期(中間)純利益 (円)	12.39	4.32	21.61
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益 (円)	11.56	4.22	20.22
自己資本比率 (%)	20.36	16.75	20.07
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	38,670	50,760	51,877
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	22,308	15,675	2,969
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△16,454	△5,027	△42,971
現金及び現金同等物 の期末(中間期末)残高 (百万円)	194,305	225,889	164,299
従業員数 (人)	7,791	7,498	7,608

## (2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第84期中	第85期中	第86期中	第84期	第85期
会計期間	自 平成12年 4月1日 至 平成12年 9月30日	自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日	自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日	自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 311,009 (3.22)	317,807 (2.19)	619,580 (94.95)	614,287 (2.48)	889,361 (44.78)
経常利益 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 14,400 (—)	13,512 (△6.16)	44,951 (232.66)	23,088 (△18.11)	49,853 (115.92)
中間(当期)純利益 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 10,610 (—)	6,651 (△37.31)	29,927 (349.94)	13,046 (32.45)	16,445 (26.05)
正味損害率	(%) 56.28	56.77	52.38	60.43	59.10
正味事業費率	(%) 37.50	36.74	34.11	37.69	36.40
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 30,228 (△10.36)	30,731 (1.66)	59,884 (94.86)	58,939 (△17.02)	91,571 (55.36)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株) 68,453 (757,216)	68,453 (757,216)	128,476 (1,479,894)	68,453 (757,216)	128,476 (1,479,894)
純資産額	(百万円) 776,167	615,847	1,141,665	767,687	1,262,507
総資産額	(百万円) 3,564,613	3,475,397	6,197,514	3,713,926	6,897,755
1株当たり純資産額	(円) 1,025.02	813.30	782.19	1,013.82	864.74
1株当たり中間 (当期)純利益	(円) 13.66	8.78	20.50	17.01	14.74
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益	(円) 12.79	8.26	19.27	16.03	13.93
1株当たり中間 (年間)配当額	(円) —	—	—	7.00	7.50
自己資本比率	(%) 21.77	17.72	18.42	20.67	18.30
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(人) 7,285 〔—〕	7,294 〔—〕	13,985 〔—〕	7,057 〔—〕	14,102 〔—〕

- (注) 1 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料  
2 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料  
3 第85期より自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の各数値は発行済株式数から自己株式数を控除して計算してあります。  
4 当社は平成13年10月1日を合併期日として住友海上火災保険株式会社と合併しておりますが、第86期中及び第85期の対前期増減率については、それぞれ第85期中及び第84期との単純比較による増減率を記載しております。

なお、住友海上火災保険株式会社の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次	第58期中	第59期	第58期
会計期間	自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日	自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 288,457 (3.90)	297,843 (3.25)	559,240 (2.99)
経常利益 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 12,483 (—)	12,781 (2.39)	33,358 (△28.94)
当期(中間)純利益 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 7,797 (—)	7,161 (△8.15)	14,097 (11.56)
正味損害率	(%) 50.67	51.85	55.01
正味事業費率	(%) 35.96	34.81	36.01
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	(百万円) (%) 39,104 (△7.53)	37,650 (△3.72)	73,711 (△11.19)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株) 60,020 (663,000)	60,020 (663,000)	60,020 (663,000)
純資産額	(百万円) 755,497	584,592	737,210
総資産額	(百万円) 3,594,187	3,331,174	3,549,196
1株当たり純資産額	(円) 1,139.51	881.73	1,111.93
1株当たり当期 (中間)純利益	(円) 11.58	10.80	21.10
潜在株式調整後 1株当たり当期 (中間)純利益	(円) 10.82	10.10	19.76
1株当たり年間 (中間)配当額	(円) —	—	7.50
自己資本比率	(%) 21.02	17.55	20.77
従業員数	(人) 7,403	7,123	7,224

(注) 1 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料



## 2 【事業の内容】

(1) 当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

(2) 主要な関係会社の異動

<損害保険事業>

異動はありません。

<生命保険事業>

三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社が新たに加わりました。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 三井住友海上シティインシュア ランス生命保険株式会社	東京都千代田区	6,125	生命保険事業	51.0	当社が業務の代理及び事務 の代行を行っております。 当社従業員1名が役員を兼 任しております。

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成14年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	15,522
生命保険事業	434
合計	15,956

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

(2) 提出会社の状況

平成14年9月30日現在

従業員数(人)	13,985
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、執行役員、休職者及び臨時雇を含んでおりません。

2 当社は60歳定年制を採用しております。ただし、会社が必要と認めたときは、定年後も期間を定めて再雇用することがあります。

(3) 労働組合の状況

全日本損害保険労働組合住友海上支部と全日本損害保険労働組合三井支部は平成14年6月に統合し、全日本損害保険労働組合三井住友支部(組合員数38名)となりました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、設備投資が下げ止まりの傾向を示すなど、一部に持ち直しの兆しが見られたものの、厳しい雇用・所得環境から個人消費が低迷を続けるなど依然として厳しい状況が続きました。

このような情勢の中で、当社グループは、経営基本計画「MS WAVE(エムエス・ウェイブ)」のもと、積極的経営を展開した結果、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

当中間連結会計期間の経常収益は9,503億円となり、経常費用は9,056億円となりました。この結果、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は446億円となりました。

これを事業の種類別に示すと次のとおりであります。

- ① 損害保険事業におきましては、幅広い補償に充実した付帯サービスをセットした自動車保険「MOST(モスト)」、家計向け火災保険の最上級商品「ホームピカイチ」など当社主力商品の拡販に努めたことや、自動車損害賠償責任保険において政府再保険制度が廃止されたことなどから、正味収入保険料は6,553億円となり、これに資産運用収益などを加えた経常収益は8,869億円となりました。また、正味支払保険金が減少したことに加え、営業費及び一般管理費の圧縮に努めたことなどから、経常費用は8,423億円にとどまり、この結果、経常利益は445億円となりました。
- ② 生命保険事業におきましては、子会社である三井住友海上きらめき生命保険株式会社が業容の拡大に努め、個人保険、個人年金保険及び団体保険の保有契約高が伸びたことから、生命保険料は598億円、経常収益は646億円となりました。また、経常費用は645億円となり、この結果、経常利益は7千7百万円となりました。

上記の経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税等、法人税等調整額並びに少数株主利益を加減した中間純利益は295億円となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、損害保険事業及び生命保険事業とも堅調であったことから704億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは△822億円となりましたが、これは有価証券の購入を中心に積極的な投資を行ったことなどによるものです。また、財務活動によるキャッシュ・フローは少数株主への株式の発行による収入などにより△85億円となりました。これらの結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は前連結会計年度末より215億円減少して3,508億円となりました。

なお、当社は平成13年10月1日を合併期日として、住友海上火災保険株式会社と合併いたしました。従って当中間会計期間は合併後最初にむかえる中間決算期でありますので、「(1) 業績」及び「(2) キャッシュ・フロー」においては前年同期との比較は行っておりません。

## 2 【保険引受の状況】

### (1) 損害保険事業の状況

#### ① 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入保険料(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率(%)	正味支払保険金(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率(%)
前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日) (三井海上火災保険株式会社)	火災	43,942	12.99	5.46	12,942	7.54	△14.64
	海上	15,885	4.70	6.90	8,848	5.16	21.59
	傷害	35,314	10.44	△5.86	13,258	7.72	△5.02
	自動車	159,066	47.04	2.17	92,123	53.67	4.19
	自動車損害賠償責任	26,195	7.75	2.22	15,428	8.99	△1.48
	その他	57,761	17.08	25.49	29,034	16.92	20.00
	計	338,166	100.00	5.22	171,636	100.00	4.23
前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日) (住友海上火災保険株式会社)	火災	45,016	15.05	8.97	12,669	8.92	△0.93
	海上	11,023	3.68	13.71	7,071	4.98	40.28
	傷害	31,274	10.45	△7.32	12,570	8.85	0.87
	自動車	148,295	49.57	3.68	74,130	52.18	6.04
	自動車損害賠償責任	21,265	7.11	2.59	12,604	8.87	△0.71
	その他	42,309	14.14	5.42	23,021	16.20	10.29
	計	299,184	100.00	3.65	142,067	100.00	6.20
当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	火災	84,126	12.84	91.44	24,754	8.03	91.27
	海上	27,157	4.14	70.96	12,594	4.08	42.34
	傷害	65,701	10.02	86.05	24,834	8.05	87.30
	自動車	300,225	45.81	88.74	163,615	53.05	77.60
	自動車損害賠償責任	70,625	10.78	169.61	30,004	9.73	94.47
	その他	107,561	16.41	86.22	52,621	17.06	81.23
	計	655,398	100.00	93.81	308,424	100.00	79.70

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 当中間連結会計期間における対前年増減率の基準となる計数は、三井海上火災保険株式会社の前中間連結会計期間のものによっております。

② 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

	種目	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率 (%)
前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日) (三井海上火災保険株式会社)	火災	63,209	14.50	△7.67
	海上	19,262	4.42	3.96
	傷害	88,895	20.40	△20.08
	自動車	158,120	36.28	1.83
	自動車損害賠償責任	47,445	10.89	1.15
	その他	58,885	13.51	6.42
	計 (うち収入積立保険料)	435,820 (70,328)	100.00 (16.14)	△4.37 (△29.09)
前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日) (住友海上火災保険株式会社)	火災	69,427	16.73	△8.63
	海上	13,665	3.29	10.33
	傷害	92,336	22.25	△23.21
	自動車	149,839	36.11	3.64
	自動車損害賠償責任	36,667	8.84	0.97
	その他	53,010	12.78	7.74
	計 (うち収入積立保険料)	414,948 (86,585)	100.00 (20.87)	△5.41 (△26.51)
当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	火災	135,933	15.74	115.05
	海上	35,211	4.08	82.80
	傷害	174,275	20.19	96.05
	自動車	301,028	34.87	90.38
	自動車損害賠償責任	100,954	11.69	112.78
	その他	115,953	13.43	96.91
	計 (うち収入積立保険料)	863,357 (147,750)	100.00 (17.11)	98.10 (110.09)

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。(積立型保険の積立保険料を含む。)

3 当中間連結会計期間における対前年増減率の基準となる計数は、三井海上火災保険株式会社の前中間連結会計期間のものによっております。

(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

	前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在) (百万円)	対前年増減(Δ)率 (%)
	三井海上火災保険株式会社		住友海上火災保険株式会社			
	金額(百万円)	対前年増減(Δ)率 (%)	金額(百万円)	対前年増減(Δ)率 (%)		
個人保険	1,843,960	12.77	2,321,518	16.25	4,705,498	155.18
個人年金保険	40,521	6.17	22,384	10.14	68,986	70.25
団体保険	1,098,667	62.96	706,395	16.06	2,249,126	104.71
団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

3 当中間連結会計期間末における対前年増減率の基準となる計数は、三井海上火災保険株式会社の前中間連結会計期間末のものによっております。

② 新契約高

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)			前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		
	三井海上火災保険株式会社			住友海上火災保険株式会社					
	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	158,217	158,217	—	242,159	242,159	—	574,053	574,053	—
個人年金保険	1,678	1,678	—	1,680	1,680	—	4,355	4,355	—
団体保険	28,600	28,600	—	19,299	19,299	—	30,020	30,020	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(参考) 提出会社の状況

(1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日) (百万円)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日) (百万円)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) (百万円)	対前期増減(△)額 (百万円)
	三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
保険引受収益	426,166	403,024	804,735	378,568
保険引受費用	360,987	347,215	672,989	312,002
営業費及び一般管理費	61,885	52,316	101,998	40,112
その他収支	624	△1,022	△375	△1,000
保険引受利益	3,918	2,470	29,371	25,453

(注) 1 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書又は損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

3 対前期増減額の基準となる計数は、三井海上火災保険株式会社の前中間会計期間のものによっております。

## (2) 保険料及び保険金一覧表

期別	種目	正味収入保険料(百万円)	構成比(%)	対前期増減(△)率(%)	正味支払保険金(百万円)	構成比(%)	正味損害率(%)
前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日) (三井海上火災保険株式会社)	火災	41,062	12.92	1.98	12,046	7.34	32.76
	海上	14,305	4.50	8.90	8,422	5.14	63.14
	傷害	35,082	11.04	△5.85	13,160	8.02	41.15
	自動車	153,294	48.24	1.51	88,601	54.02	63.16
	自動車損害賠償責任	26,195	8.24	2.22	15,428	9.41	69.57
	その他	47,865	15.06	9.52	26,362	16.07	59.44
	計	317,807	100.00	2.19	164,022	100.00	56.77
前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日) (住友海上火災保険株式会社)	火災	44,503	14.94	7.64	12,475	8.81	29.75
	海上	10,639	3.57	10.25	6,978	4.93	70.48
	傷害	31,230	10.49	△7.36	12,567	8.88	42.81
	自動車	148,168	49.75	3.66	74,059	52.30	55.01
	自動車損害賠償責任	21,265	7.14	2.59	12,604	8.90	68.59
	その他	42,034	14.11	4.87	22,907	16.18	57.66
	計	297,843	100.00	3.25	141,592	100.00	51.85
当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	火災	81,330	13.13	98.06	23,521	7.96	31.05
	海上	24,600	3.97	71.96	10,914	3.70	47.46
	傷害	65,380	10.55	86.36	24,654	8.35	41.02
	自動車	292,445	47.20	90.77	159,234	53.91	60.24
	自動車損害賠償責任	70,625	11.40	169.61	30,004	10.16	49.61
	その他	85,198	13.75	77.99	47,011	15.92	58.20
	計	619,580	100.00	94.95	295,341	100.00	52.38

(注) 当中間会計期間における対前期増減率の基準となる計数は、三井海上火災保険株式会社の前中間会計期間のものによっております。



## (3) ソルベンシー・マージン比率

	前中間会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前事業年度末 (平成13年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成14年9月30日現在) (百万円)
	三井海上火災保険 株式会社 (百万円)	住友海上火災保険 株式会社 (百万円)	
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,114,811	1,095,106	2,146,534
資本の部合計 (社外流出予定額、繰延資産及 びその他有価証券評価差額金を 除く)	323,292	309,185	601,440
価格変動準備金	9,963	8,143	20,292
異常危険準備金	218,638	244,816	484,427
一般貸倒引当金	8,162	2,186	11,170
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	412,010	387,928	760,822
土地の含み損益	35,378	33,591	68,125
負債性資本調達手段等	—	—	—
控除項目	1,170	—	5,010
その他	108,535	109,254	205,266
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2+(R_2+R_3)^2+R_4+R_5}$	255,707	188,253	433,088
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	35,346	31,929	68,624
予定利率リスク (R <sub>2</sub> )	2,969	3,449	5,781
資産運用リスク (R <sub>3</sub> )	135,877	118,155	253,405
経営管理リスク (R <sub>4</sub> )	5,620	4,236	9,662
巨大災害リスク (R <sub>5</sub> )	106,811	58,290	155,307
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	871.9%	1,163.4%	991.3%

(注) 1 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

2 当中間会計期間からソルベンシー・マージン総額の内訳及びリスクの合計額の内訳を記載することとしております。なお、三井海上火災保険株式会社の前中間会計期間末及び住友海上火災保険株式会社の前事業年度末の内訳についても記載しております。

#### <ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険  
(一般保険リスク) (巨大災害に係る危険を除く。)
  - ② 予定利率上の危険 : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回り  
(予定利率リスク) を下回ることにより発生し得る危険
  - ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することによ  
(資産運用リスク) り発生し得る危険等
  - ④ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外  
(経営管理リスク) のもの
  - ⑤ 巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険  
(巨大災害リスク)
- ・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4 【経営上の重要な契約等】

平成14年6月27日、当社は、三井生命保険相互会社(以下「三井生命」)及び三井ライフ損害保険株式会社(以下「三井ライフ」)と損害保険事業の集約に係る基本合意書を締結しました。

その主な内容は、次のとおりです。

- (1) 当社は、三井生命の損害保険募集資格を有する営業職員等を通じて、平成14年11月以降満期となる三井ライフの保険契約をお客さま了解のもとに順次当社の保険契約に切り替えてまいります。
- (2) 当社は、当局の認可及び株主総会の承認を前提にして平成15年11月1日付けで三井ライフから保険契約の包括移転を受けます。なお、三井ライフは、平成15年度末を目処に解散します。

### 5 【研究開発活動】

該当事項ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社が新たに当社連結子会社となりました。同社の主要な設備は、以下のとおりであります。

国内子会社

平成14年9月30日現在

会社名	店名 (所在地)	所属出先 機関 (店)	事業の種類別セ グメントの名称	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)
				土地 (面積㎡)	建物	動産	
三井住友海上シティ インシュアランス生 命保険株式会社	本店 (東京都 千代田区)	—	生命保険事業	— (—)	62	93	26

(注) 1 上記は全て営業用設備であります。

2 建物の一部を賃借しております。当中間連結会計期間における賃借料は、24百万円であります。

## 2 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、当中間連結会計期間において、重要な変更はありません。
- (2) 前連結会計年度末において計画中であった提出会社の八重洲ビルの土地・建物の売却については、平成14年5月31日に完了いたしました。
- (3) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

### ① 新設

会社名 設備名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社 栄賃貸ビル	愛知県名古屋市中区	損害保険事業	賃貸ビル取得	1,022	10	自己資金	平成14年7月	平成17年2月

(注) 「栄賃貸ビル」については、等価交換事業により所有土地の一部を供出し、新築する建物の相当持分を取得するものであり、最終的な交換金額は建物竣工時(平成17年2月予定)に確定することになります。

### ② 改修

会社名 設備名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社 新川ビル	東京都中央区	損害保険事業	改修工事	652	—	自己資金	平成15年4月	平成19年6月

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成14年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成14年12月24日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	1,479,894,005	1,479,894,005	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	—
計	1,479,894,005	1,479,894,005	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成14年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき転換社債を発行しております。当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は、次のとおりであります。

銘柄 (発行日)	平成14年9月30日現在			平成14年11月30日現在		
	転換社債の 残高(百万円)	転換価格 (円)	資本組入額 (円)	転換社債の 残高(百万円)	転換価格 (円)	資本組入額 (円)
第2回2号 無担保転換社債 (昭和62年12月14日)	12,850	953.80	477	12,850	953.80	477
第3回無担保転換社債 (平成6年8月4日)	49,998	826.90	414	49,998	826.90	414
第4回2号 無担保転換社債 (平成7年8月10日)	22,250	667.90	334	22,250	667.90	334

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成14年9月30日	—	1,479,894	—	128,476,371	—	81,991,918

## (4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成14年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 みずほコーポレ ート銀行 兜町証券決済業務室)	ウールゲート ハウス, コールマンスト リート ロンドン EC2P 2HD, 英国 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	50,677	3.42
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 みずほコーポレ ート銀行 兜町証券決済業務室)	ウールゲート ハウス, コールマンスト リート ロンドン EC2P 2HD, 英国 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	45,065	3.05
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 みずほコーポレ ート銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 ポストン マサチューセ ッツ 02101 米国 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	44,131	2.98
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	41,510	2.80
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	38,781	2.62
ボストンセーフデポジット ビーエスディーテー トリーディー クライアーツ オムニバ (常任代理人 東京三菱銀行 カストディ業務部)	31 セント ジェームズ アベニュー ボストン, MASS 02116, 米国 (東京都千代田区丸の内2-7-1)	36,805	2.49
UFJ信託銀行株式会社 (信託勘定A口)	東京都千代田区丸の内1-4-3	33,013	2.23
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	32,918	2.22
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1-2-2 日本生命証券管理部内	29,597	2.00
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	26,413	1.78
計	—	378,911	25.60

(注) 1 株式会社三井住友銀行の保有する株式38,781千株のうち9,264千株につきましては、同行が住友信託銀行株式会社に委託した信託財産として保有しているものであり、株式名義人は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分 株式会社三井住友銀行退職給付信託口)となっておりますが、当該株式の議決権行使につきましては株式会社三井住友銀行が指図権を留保しております。

2 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド及びその関連会社8社から平成14年10月15日付けで大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成14年9月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド	1,346	0.09
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	1,952	0.13
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1,736	0.12
エムエスディーダブリュ・エクイティー・ファイナンス・サービセスI(ケイマン)・リミテッド	1,194	0.08
モルガン・スタンレー・キャピタル(ルクセンブルク)エス・エー	711	0.05
エムエスディーダブリュ・エクイティー・ファイナンス・サービセス(ルクス)エス・アー・エール・エル	1,755	0.12
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	262	0.02
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	39,226	2.65
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	104	0.01
計	48,288	3.26

3 キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー及びその関連会社4社から平成14年11月14日付けで大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成14年10月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	57,907	3.91
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	3,828	0.26
キャピタル・インターナショナル・インク	8,811	0.60
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ	1,652	0.11
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	34,783	2.35
計	106,982	7.23



(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成14年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,327,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,446,362,000	1,446,348	—
単元未満株式	普通株式 13,205,005	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,479,894,005	—	—
総株主の議決権	—	1,446,348	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が12,000株含まれております。

なお、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個は、「議決権の数」欄に含まれておりません。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が180株及び当社所有の自己株式が57株含まれております。

② 【自己株式等】

平成14年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友海上火災保険株式 会社	東京都中央区新川二丁目27 番2号	20,327,000	—	20,327,000	1.37
計	—	20,327,000	—	20,327,000	1.37

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。  
なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に入れております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成14年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	641	706	706	648	649	596
最低(円)	585	634	615	568	568	542

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

役職の変動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
専務取締役 専務執行役員	東京企業第一本部長	専務取締役 専務執行役員	東京企業第一本部長兼東京開発本部長	栗 岡 威	平成14年7月1日

(注) 当社では、執行役員制度を導入しております。

当半期報告書提出日現在の執行役員は次のとおりであります。

共同最高経営責任者	井 口 武 雄	
共同最高経営責任者	植 村 裕 之	
執行役員副社長	林 睦 雄	
執行役員副社長	川 原 尚	
専務執行役員	栗 岡 威	(東京企業第一本部長)
専務執行役員	小 林 典 夫	(大阪企業本部長)
専務執行役員	野 崎 贊 平	
専務執行役員	金 井 孝 純	
専務執行役員	秦 喜 秋	
常務執行役員	藤 田 誠一郎	(東京本部長)
常務執行役員	相 田 秀 晃	(東京自動車本部長)
常務執行役員	綿 村 惇	(北陸本部長)
常務執行役員	海 浪 憲 一	(東京企業第二本部長)
常務執行役員	海老名 健	
常務執行役員	三 国 義 彦	(関東甲信越本部長)
常務執行役員	磯 忠 雄	(アジア本部長)
常務執行役員	近 藤 哲 雄	(神奈川静岡本部長)
常務執行役員	山 田 和 雄	(名古屋企業本部長)
常務執行役員	堤 保 夫	
常務執行役員	山 下 尚	(金融サービス本部長)
常務執行役員	内 田 進	
執行役員	中 村 大 利	(関西本部長)
執行役員	小 倉 康 男	(中部本部長)
執行役員	日 高 信 行	(九州本部長)
執行役員	吉 田 浩 二	(北米部長)
執行役員	中 川 敏 洋	(千葉埼玉本部長)
執行役員	浅 野 広 視	(経営企画部長)
執行役員	長 政 勉	(欧州中東部長)
執行役員	大 久 九美雄	(東北本部長)
執行役員	正 田 實	(北海道本部長)
執行役員	江 頭 敏 明	(中国本部長)
執行役員	佐 藤 久 寿	(関西自動車本部長)
執行役員	三 坂 則 夫	(損害サービス業務部長)
執行役員	新 谷 和 夫	(東京企業第二本部企業営業第三部長)
執行役員	久保田 光 一	(四国本部長)
執行役員	飯 島 一 郎	(自動車保険部長)
執行役員	阿 保 俊 司	(火災新種保険部長)
執行役員	近 藤 和 夫	(人事部長)

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成13年4月1日至平成13年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成14年4月1日至平成14年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成13年4月1日至平成13年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成14年4月1日至平成14年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当社は平成13年10月1日を合併期日として、住友海上火災保険株式会社と合併いたしました。従って当中間会計期間は合併後最初にむかえる中間決算期でありますので、期間比較を確保するため当中間連結会計期間の中間連結財務諸表に対比する前中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度に係る要約連結財務諸表並びに当中間会計期間の中間財務諸表に対比する前中間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度に係る要約財務諸表は、三井海上火災保険株式会社と住友海上火災保険株式会社ごとに表示しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成13年4月1日至平成13年9月30日)及び前中間会計期間(自平成13年4月1日至平成13年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けており、当中間連結会計期間(自平成14年4月1日至平成14年9月30日)及び当中間会計期間(自平成14年4月1日至平成14年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、新日本監査法人及び朝日監査法人により中間監査を受けております。

また、住友海上火災保険株式会社の前連結会計年度(自平成13年4月1日至平成13年9月30日)及び前事業年度(自平成13年4月1日至平成13年9月30日)の連結財務諸表及び財務諸表について、朝日監査法人により監査を受けております。なお、本報告書においては、当該連結財務諸表及び財務諸表を要約して表示しております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

連結会計期間別		前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)	
		三井海上火災保険 株式会社		住友海上火災保険 株式会社					
科目	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)									
現金及び預貯金		235,333	6.40	244,702	6.99	365,957	5.46	415,024	5.67
コールローン		—	—	168	0.00	10,000	0.15	328	0.00
買入金銭債権		23,554	0.64	5,182	0.15	44,058	0.66	17,774	0.24
金銭の信託		33,450	0.91	7,292	0.21	38,458	0.57	38,639	0.53
有価証券	※3 ※4	2,228,868	60.65	2,438,791	69.68	4,769,753	71.16	4,887,186	66.73
貸付金	※2 ※6	403,181	10.97	404,107	11.55	732,717	10.93	764,426	10.44
不動産及び動産	※1	191,714	5.22	141,029	4.03	298,856	4.46	309,985	4.23
その他資産	※5	201,907	5.49	181,153	5.18	428,636	6.40	367,845	5.02
繰延税金資産		1,083	0.03	5	0.00	1,450	0.02	1,334	0.02
支払承諾見返		371,021	10.10	87,156	2.49	36,803	0.55	547,388	7.47
貸倒引当金		△15,009	△0.41	△9,593	△0.28	△24,000	△0.36	△26,018	△0.35
投資損失引当金		—	—	△120	△0.00	△13	△0.00	△8	△0.00
資産の部合計		3,675,106	100.00	3,499,876	100.00	6,702,678	100.00	7,323,905	100.00

連結会計期間別	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)	
		三井海上火災保険 株式会社		住友海上火災保険 株式会社		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
科目		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)									
保険契約準備金		2,398,261	65.26	2,564,183	73.27	5,010,373	74.75	4,931,667	67.34
支払備金		(227,536)		(207,109)		(481,037)		(465,029)	
責任準備金等		(2,170,724)		(2,357,073)		(4,529,335)		(4,466,638)	
転換社債		52,594	1.43	52,363	1.50	85,098	1.27	85,098	1.16
その他負債	※3	98,360	2.68	87,836	2.51	184,844	2.76	165,176	2.26
退職給付引当金		83,940	2.28	72,896	2.08	160,014	2.39	163,544	2.23
賞与引当金		4,465	0.12	3,991	0.11	8,598	0.13	11,278	0.16
債権売却損失引当金		2,701	0.07	—	—	1,659	0.02	1,619	0.02
不動産投資損失引当金		1,220	0.03	—	—	1,220	0.02	1,220	0.02
特別法上の準備金		10,084	0.27	8,217	0.24	20,606	0.31	20,662	0.28
価格変動準備金		(10,084)		(8,217)		(20,606)		(20,662)	
繰延税金負債		29,020	0.79	36,838	1.05	38,561	0.57	121,608	1.66
支払承諾		371,021	10.10	87,156	2.49	36,803	0.55	547,388	7.47
負債の部合計		3,051,670	83.03	2,913,484	83.25	5,547,780	82.77	6,049,264	82.60
(少数株主持分)									
少数株主持分		3,940	0.11	169	0.00	7,245	0.11	4,713	0.06
(資本の部)									
資本金		68,453	1.86	60,020	1.72	—	—	128,476	1.75
資本準備金		46,440	1.26	35,549	1.02	—	—	81,991	1.12
連結剰余金		215,219	5.86	209,780	5.99	—	—	383,410	5.24
その他有価証券評価差額金		295,303	8.04	283,881	8.11	—	—	688,873	9.41
為替換算調整勘定		△5,917	△0.16	△2,998	△0.09	—	—	△1,220	△0.02
計		619,498	16.86	586,232	16.75	—	—	1,281,531	17.50
自己株式		△4	△0.00	△9	△0.00	—	—	△11,603	△0.16
資本の部合計		619,494	16.86	586,222	16.75	—	—	1,269,927	17.34
資本金		—	—	—	—	128,476	1.92	—	—
資本剰余金		—	—	—	—	81,991	1.22	—	—
利益剰余金		—	—	—	—	401,876	6.00	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	—	—	553,604	8.26	—	—
為替換算調整勘定		—	—	—	—	△6,438	△0.10	—	—
計		—	—	—	—	1,159,510	17.30	—	—
自己株式		—	—	—	—	△11,857	△0.18	—	—
資本の部合計		—	—	—	—	1,147,652	17.12	—	—
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		3,675,106	100.00	3,499,876	100.00	6,702,678	100.00	7,323,905	100.00

② 【中間連結損益計算書】

連結会計期間別	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月 30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月 30日)		当中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月 30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月 31日)	
		三井海上火災保険 株式会社		住友海上火災保険 株式会社		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
科目		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
(経常損益の部)									
経常収益		482,236	100.00	462,016	100.00	950,300	100.00	1,439,244	100.00
保険引受収益		448,335	92.97	432,353	93.58	896,803	94.37	1,348,911	93.72
(うち正味収入保険料)		(338,166)		(299,183)		(655,398)		(935,690)	
(うち収入積立保険料)		(70,328)		(86,585)		(147,750)		(210,145)	
(うち積立保険料等運用益)		(16,236)		(18,588)		(33,062)		(52,638)	
(うち生命保険料)		(23,422)		(27,955)		(59,803)		(92,099)	
(うち責任準備金等戻入額)		(—)		(—)		(—)		(57,627)	
資産運用収益		32,506	6.74	29,128	6.30	51,709	5.44	87,056	6.05
(うち利息及び配当金収入)		(33,088)		(39,149)		(65,859)		(99,228)	
(うち有価証券売却益)		(14,020)		(7,146)		(16,310)		(34,701)	
(うち積立保険料等 運用益振替)		(△16,236)		(△18,588)		(△33,062)		(△52,638)	
その他経常収益		1,394	0.29	534	0.12	1,787	0.19	3,275	0.23
経常費用		468,737	97.20	449,714	97.34	905,630	95.30	1,388,951	96.51
保険引受費用		377,458	78.27	374,578	81.08	756,164	79.57	1,160,229	80.62
(うち正味支払保険金)		(171,636)		(142,067)		(308,424)		(499,810)	
(うち損害調査費)	※1	(17,527)		(12,846)		(30,994)		(46,494)	
(うち諸手数料及び集金費)	※1	(58,661)		(54,534)		(116,988)		(168,999)	
(うち満期返戻金)		(121,927)		(120,046)		(228,626)		(403,098)	
(うち生命保険金等)		(2,130)		(2,514)		(9,043)		(10,234)	
(うち支払備金繰入額)		(4,645)		(701)		(590)		(30,966)	
(うち責任準備金等繰入額)		(61)		(41,253)		(60,358)		(—)	
資産運用費用		16,528	3.43	14,000	3.03	23,496	2.47	26,310	1.83
(うち有価証券売却損)		(1,238)		(581)		(1,725)		(4,490)	
(うち有価証券評価損)		(10,647)		(11,214)		(10,044)		(17,005)	
営業費及び一般管理費	※1	72,802	15.10	59,984	12.98	124,559	13.11	199,198	13.84
その他経常費用		1,948	0.40	1,150	0.25	2,224	0.23	3,213	0.22
保険業法第113条繰延額		—	—	—	—	△813	△0.08	—	—
経常利益		13,498	2.80	12,301	2.66	44,670	4.70	50,292	3.49
(特別損益の部)									
特別利益		3,577	0.74	4,205	0.91	3,123	0.33	2,174	0.15
特別法上の準備金戻入額		(—)		(1,827)		(56)		(—)	
価格変動準備金		((—))		((1,827))		((56))		((—))	
その他	※2	(3,577)		(2,378)		(3,067)		(2,174)	
特別損失		8,660	1.79	13,511	2.92	3,541	0.37	29,592	2.06
特別法上の準備金繰入額		(416)		(—)		(—)		(2,776)	
価格変動準備金		((416))		((—))		((—))		((2,776))	
その他	※3	(8,243)		(13,511)		(3,541)		(26,815)	
税金等調整前中間 (当期)純利益		8,416	1.75	2,995	0.65	44,252	4.66	22,874	1.58
法人税及び住民税等		9,726	2.02	11,608	2.51	21,830	2.30	6,376	0.44
法人税等調整額		△7,279	△1.51	△11,502	△2.49	△7,119	△0.75	32	0.00
少数株主利益		54	0.01	21	0.01	40	0.01	348	0.02
中間(当期)純利益		5,914	1.23	2,868	0.62	29,500	3.10	16,118	1.12

③ 【中間連結剰余金計算書】

連結会計期間別		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		三井海上火災保険 株式会社	住友海上火災保険 株式会社		
科目	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
連結剰余金期首残高		214,660	211,919	—	214,660
連結剰余金増加高		—	6	—	157,987
連結子会社の増加に 伴う期首剰余金増加高		(—)	(6)	(—)	(62)
合併に伴う 剰余金増加高		(—)	(—)	(—)	(157,924)
連結剰余金減少高		5,355	5,014	—	5,355
配当金		(5,300)	(4,972)	(—)	(5,300)
役員賞与金	※1	(55)	(42)	(—)	(55)
中間(当期)純利益		5,914	2,868	—	16,118
連結剰余金中間期末 (期末)残高		215,219	209,780	—	383,410
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高		—	—	81,991	—
資本準備金期首残高		(—)	(—)	(81,991)	(—)
資本剰余金中間期末残高		—	—	81,991	—
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高		—	—	383,410	—
連結剰余金期首残高		(—)	(—)	(383,410)	(—)
利益剰余金増加高		—	—	29,500	—
中間純利益		(—)	(—)	(29,500)	(—)
利益剰余金減少高		—	—	11,033	—
配当金		(—)	(—)	(10,949)	(—)
役員賞与金	※1	(—)	(—)	(84)	(—)
利益剰余金中間期末残高		—	—	401,876	—

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

連結会計期間別	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		三井海上火災保険 株式会社	住友海上火災保険 株式会社		
科目		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー					
税金等調整前中間 (当期)純利益		8,416	2,995	44,252	22,874
減価償却費		5,895	5,278	11,223	19,100
支払備金の増加額		4,483	2,216	590	30,966
責任準備金等の増加額		884	39,819	59,745	△58,393
貸倒引当金の増加額		△6,069	△3,917	△1,932	△4,678
投資損失引当金の増加額		—	△5	4	△137
退職給付引当金の増加額		169	5,480	△3,505	△5,073
賞与引当金の増加額		688	△932	△2,743	3,541
債権売却損失引当金の増加額		51	—	40	△1,031
不動産投資損失引当金 の増加額		△1,089	—	—	△1,089
価格変動準備金の増加額		416	△1,827	△56	2,776
利息及び配当金収入		△33,088	△39,149	△65,859	△99,228
有価証券関係損益(△)		△1,787	4,154	△5,137	△14,517
支払利息		247	368	450	895
為替差損益(△)		34	127	△75	△1,037
不動産動産関係損益(△)		1,640	392	△1,481	2,752
その他資産(除く投資活動関 連、財務活動関連)の増加額		△3,503	△11,183	△38,252	4,277
その他負債(除く投資活動関 連、財務活動関連)の増加額		△12,821	3,061	2,465	△26,015
貸付金関係損益(△)		—	3,587	—	—
その他		6,614	814	5,559	8,589
小計		△28,816	11,280	5,287	△115,428
利息及び配当金の受取額		33,417	42,735	70,200	101,235
利息の支払額		△41	△36	△41	△1,225
法人税等の支払額		8,699	△3,218	△5,031	△4,334
営業活動による キャッシュ・フロー		13,258	50,760	70,415	△19,752



連結会計期間別		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		三井海上火災保険 株式会社	住友海上火災保険 株式会社		
科目	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー					
預貯金の純増加額		△144	4,750	△9,491	3,167
買入金銭債権 の取得による支出		△1,646	△3,336	△2,099	△2,531
買入金銭債権 の売却・償還による収入		1,110	2,068	2,233	4,218
金銭の信託 の増加による支出		△1,079	△2,000	△2,000	△2,080
金銭の信託 の減少による収入		4,055	4,515	1,171	7,719
有価証券 の取得による支出		△198,810	△149,420	△385,050	△588,284
有価証券 の売却・償還による収入		148,150	127,080	282,206	481,801
貸付けによる支出		△34,649	△64,874	△110,032	△155,029
貸付金の回収による収入		62,883	101,746	139,812	223,984
その他		6	—	694	2,551
II①小計		△20,123	20,531	△82,555	△24,481
(I + II①)		(△6,864)	(71,292)	(△12,140)	(△44,234)
不動産及び動産 の取得による支出		△3,495	△6,006	△3,054	△13,687
不動産及び動産 の売却による収入		282	1,150	4,161	1,366
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の取得による支出		—	—	△5	—
その他		58	—	△765	148
投資活動による キャッシュ・フロー		△23,277	15,675	△82,218	△36,654
III 財務活動による キャッシュ・フロー					
転換社債の償還による支出		—	—	—	△19,854
少数株主への 株式の発行による収入		—	—	3,060	—
自己株式の取得による支出		—	△7	△254	△11,590
配当金の支払額		△5,300	△4,972	△10,949	△5,300
少数株主への 配当金の支払額		△75	△47	△175	△75
その他		△557	—	△263	△452
財務活動による キャッシュ・フロー		△5,933	△5,027	△8,582	△37,272
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		404	△949	△1,195	2,404
V 現金及び現金同等物 の増加額		△15,547	60,459	△21,582	△91,275
VI 現金及び現金同等物 期首残高		237,175	164,299	372,383	237,175
VII 新規連結に伴う 現金及び現金同等物の増加額		—	1,131	—	593
VIII 合併に伴う現金及び現金同等物 の増加額		—	—	—	225,889
IX 現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高		221,628	225,889	350,801	372,383

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社数 15社 主な会社名 三井みらい生命保険株式会社 三井海上アセットマネジメント株式会社 株式会社三井海上キャピタル Mitsui Marine &amp; Fire Insurance Company of America Mitsui Marine &amp; Fire Insurance Co., (Europe) Ltd. Mitsui Marine &amp; Fire Insurance (Asia) Pte. Ltd.</p> <p>(2) 非連結子会社 主な会社名 三井海上損害調査株式会社 三井海上ナレッジサービス株式会社 非連結子会社とした会社は、その総資産、経常収益、中間純損益のうち持分に見合う額及び剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であります。</p>	<p>(1) 本連結財務諸表は、当子会社のうち、次の6社を連結の範囲に含めております。 住友海上ゆうゆう生命保険株式会社 住友海上アセットマネジメント株式会社 The Sumitomo Marine &amp; Fire Insurance Co. (Europe) Ltd. P. T. Asuransi Sumitomo Marine and Pool Sumitomo Marine Reinsurance (Europe) Co., Ltd. Sumitomo Marine &amp; Fire Insurance Company of America Sumitomo Marine Reinsurance (Europe) Co., Ltd.については、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度に設立したSumitomo Marine &amp; Fire Insurance Company of Americaは、重要性が高いため、当連結会計年度末日を見做し取得日とし、貸借対照表のみを連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社とした会社は、その総資産及び経常収益並びに当期純損益のうち持分に見合う額及び剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であります。 住友海上スタッフサービス株式会社 住友海上損害調査株式会社 Sumitomo Marine Management (U. S. A.), Inc.</p>	<p>(1) 連結子会社数 27社 主な会社名 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 三井住友海上アセットマネジメント株式会社 Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings(USA), Inc. Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited Mitsui Sumitomo Insurance (Singapore) Pte Ltd. 三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社は新たに子会社となったことから、当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主な会社名 三井住友海上損害調査株式会社 三井住友海上スタッフサービス株式会社 非連結子会社とした会社は、その総資産、経常収益、中間純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であります。</p>	<p>(1) 連結子会社数 26社 主な会社名 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 三井住友海上アセットマネジメント株式会社 Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings(USA), Inc. Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited Mitsui Sumitomo Insurance (Singapore) Pte Ltd. 住友海上火災保険株式会社との合併及び米国における持株会社の設立に伴い、三井住友海上きらめき生命保険株式会社(旧会社名住友海上ゆうゆう生命保険株式会社)他11社を当連結会計年度から連結しております。また、連結子会社であった三井みらい生命保険株式会社は、住友海上ゆうゆう生命保険株式会社と合併・解散したことに伴い、当連結会計年度から連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主な会社名 三井住友海上損害調査株式会社 三井住友海上スタッフサービス株式会社 非連結子会社とした会社は、その総資産、経常収益、当期純損益のうち持分に見合う額及び剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
2 持分法の適用に関する事項	持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(三井海上ナレッジサービス株式会社、Philippine Charter Insurance Corporation他)については、それぞれ中間連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。	非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 主要な非連結子会社及び関連会社は次のとおりであります。 住友海上スタッフサービス株式会社 住友海上損害調査株式会社 Sumitomo Marine Management (U. S. A.), Inc. 住友本社管理株式会社 在外連結子会社	持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(三井住友海上スタッフサービス株式会社、BPI/MS Insurance Corporation他)については、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。	持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(三井住友海上スタッフサービス株式会社、BPI/MS Insurance Corporation他)については、それぞれ連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社のうち、Mitsui Marine & Fire Insurance Company of America他11社の中間決算日は6月30日ですが、決算日の差異が3か月を超えていないため、本中間連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。 なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	(Sumitomo Marine & Fire Insurance Company of Americaを除く)の決算日はいずれも6月30日ですが、決算日の差異が3か月を超えていないため、本連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の決算財務諸表を使用しております。 なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	連結子会社のうち、Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings (USA), Inc. 他22社の中間決算日は6月30日ですが、決算日の差異が3か月を超えていないため、本中間連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。 なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	連結子会社のうち、Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings (USA), Inc. 他22社の決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3か月を超えていないため、本連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の決算財務諸表を使用しております。 なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 提出会社及び国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。  ① 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。  ② 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 親会社、住友海上ゆうゆう生命保険株式会社及び住友海上アセットマネジメント株式会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。  ① 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 提出会社及び国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。  ① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 ② 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。 ③ 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 提出会社及び国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。  ① 満期保有目的の債権の評価は、償却原価法によっております。  ② 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社	
	<p>③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>④ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>⑤ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>在外連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は主に時価法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p>	<p>② その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>③ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>在外連結子会社の保有する有価証券の評価は、主に時価法によっております。</p> <p>(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法 親会社の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 親会社のデリバティブ取引の評価は、時価法によっております。ただし、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。</p>	<p>④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>⑤ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>⑥ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>在外連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は主に時価法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。ただし、為替予約等の振当処理の適用要件を満たすものについては、振当処理を、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては特例処理を適用しております。</p>	<p>③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>④ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>⑤ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>在外連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は主に時価法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社	
	<p>(3) 不動産及び動産の減価償却の方法 提出会社及び国内連結子会社の不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>在外連結子会社の不動産及び動産の減価償却は、主に定額法により行っております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 提出会社及び生命保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p>	<p>(4) 不動産及び動産の減価償却の方法 親会社、住友海上ゆうゆう生命保険株式会社及び住友海上アセットマネジメント株式会社の保有する不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>在外子会社の保有する不動産及び動産の減価償却は、定額法又は定率法によっております。</p> <p>(5) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 親会社及び住友海上ゆうゆう生命保険株式会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p>	<p>(3) 不動産及び動産の減価償却の方法 提出会社及び国内連結子会社の不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>在外連結子会社の不動産及び動産の減価償却は、主に定額法により行っております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 提出会社及び生命保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p>	<p>(3) 不動産及び動産の減価償却の方法 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社	
	<p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p> <p>その他の連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 提出会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>提出会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>提出会社の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>その他の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。</p>	<p>てております。</p> <p>また、すべての債権について、資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部門が資産査定を実施し、査定結果について当該部門から独立した管理部門が審査を、検査部門が監査をそれぞれ行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>住友海上アセットマネジメント株式会社は、親会社に準じた資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施し、その査定結果に基づいて必要額を引き当てております。</p> <p>在外連結子会社は、個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p> <p>② 投資損失引当金 親会社は、有価証券等について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、資産の自己査定結果に基づき、必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>③ 退職給付引当金 親会社、住友海上ゆうゆう生命保険株式会社、住友海上アセットマネジメント株式会社及びP.T.Asuransi Sumitomo Marine and Poolは、従業員の退職給付に備えるため、連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、数理計算上の差異及び過去勤務債務は、発生した年度の一時の費用として処理しております。</p>	<p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p> <p>その他の国内連結子会社は、提出会社に準じた資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施し、その査定結果に基づいて必要額を引き当てております。</p> <p>在外連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p> <p>② 投資損失引当金 提出会社は、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、資産の自己査定結果に基づき必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>③ 退職給付引当金 提出会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>提出会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>提出会社の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。</p> <p>その他の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。</p>	<p>② 投資損失引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 提出会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>提出会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>提出会社の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>その他の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
	<p>③ 賞与引当金 提出会社及び連結子会社は、従業員の賞与に充てるため、中間連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>④ 債権売却損失引当金 提出会社は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値の下落等により将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間連結会計期間末における損失見込額を計上しております。</p> <p>⑤ 不動産投資損失引当金 提出会社は、不動産投資関連取引に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間連結会計期間末における損失見込額を計上しております。</p> <p>⑥ 価格変動準備金 提出会社及び生命保険連結子会社は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>	<p>④ 賞与引当金 親会社、住友海上ゆうゆう生命保険株式会社及び住友海上アセットマネジメント株式会社は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 親会社及び住友海上ゆうゆう生命保険株式会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 親会社及び住友海上ゆうゆう生命保険株式会社の外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>	<p>④ 賞与引当金 提出会社及び連結子会社は、従業員の賞与に充てるため、中間連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 債権売却損失引当金 提出会社は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値の下落等により将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間連結会計期間末における損失見込額を計上しております。</p> <p>⑥ 不動産投資損失引当金 提出会社は、不動産投資関連取引に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間連結会計期間末における損失見込額を計上しております。</p> <p>⑦ 価格変動準備金 提出会社及び生命保険連結子会社は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>	<p>④ 賞与引当金 提出会社及び連結子会社は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 債権売却損失引当金 提出会社は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値の下落等により将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p> <p>⑥ 不動産投資損失引当金 提出会社は、不動産投資関連取引に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p> <p>⑦ 価格変動準備金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社	
	<p>(6) 消費税等の処理方法 提出会社及び国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、提出会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 提出会社及び国内連結子会社におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(8) 重要なヘッジ会計の方法 提出会社は、株式の保有に係る株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式オプション取引の損益については繰延ヘッジを適用しております。</p>	<p>(7) 消費税等の処理方法 親会社及び住友海上ゆうゆう生命保険株式会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、親会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>住友海上アセットマネジメント株式会社の消費税等の会計処理は税込方式によっております。</p> <p>(8) リース取引の処理方法 親会社、住友海上ゆうゆう生命保険株式会社及び住友海上アセットマネジメント株式会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(9) ヘッジ会計の方法 親会社のヘッジ会計の方法は次のとおりであります。</p> <p>① ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、特例処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 金利スワップ取引をヘッジ手段とし、変動利付の貸付金及び債券の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>③ ヘッジ方針 金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p>	<p>(6) 消費税等の処理方法 提出会社及び国内連結子会社の消費税等の会計処理は主に税抜方式によっております。ただし、提出会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 提出会社及び国内連結子会社におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(8) 重要なヘッジ会計の方法 提出会社は、株式の保有に係る株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式オプション取引については繰延ヘッジを適用しております。また、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただ</p>	<p>(6) 消費税等の処理方法 同左</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(8) 重要なヘッジ会計の方法 同左</p>



項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>(9) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金及び特別償却準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>(10) 保険業法第113条繰延資産の処理方法 保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は法令及び生命保険連結子会社の定款の規定に基づき行っております。</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>	<p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。</p> <p>(10) 保険業法第113条繰延資産の処理方法 住友海上ゆうゆう生命保険株式会社は、法令及び定款に基づき、保険業法第113条繰延資産の償却費を計上しております。</p> <p>(11) 在外連結子会社の会計処理基準は当該連結子会社の所在地における会計処理基準によっております。</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3カ月以内の譲渡性預金等の短期投資であります。</p>	<p>し、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。</p> <p>(9) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金、特別償却準備金及び圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>(10) 保険業法第113条繰延資産の処理方法 保険業法第113条繰延資産への繰入額及び償却額の計算は法令及び生命保険連結子会社の定款の規定に基づき行っております。</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>	<p>(9) 保険業法第113条繰延資産の処理方法 保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は法令及び生命保険連結子会社の定款の規定に基づき行っております。</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社	
<p>(中間連結貸借対照表) 当中間連結会計期間から保険業法施行規則の改正により中間連結貸借対照表の様式を改訂し、従来「その他負債」の内訳として表示していた「転換社債」を「保険契約準備金」の次に表示しております。 (中間連結キャッシュ・フロー計算書) 当中間連結会計期間から保険業法施行規則の改正により中間連結キャッシュ・フロー計算書の様式を改訂し、投資活動によるキャッシュ・フローの区分に小計金額及び営業活動によるキャッシュ・フローと当該小計金額の合計額を表示しております。</p>		

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>1 クレジットデリバティブ取引につきましては、前連結会計年度までは債務保証に準じて処理しておりましたが、当中間連結会計期間から合理的な価額が算出可能となったことから、当該価額をもって中間連結貸借対照表に計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前中間純利益は7,470百万円減少しております。また、支払承諾見返及び支払承諾は509,782百万円減少しております。</p> <p>2 当中間連結会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の損益に与える影響はありません。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>			

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>※1 不動産及び動産の減価償却累計額は141,728百万円、圧縮記帳額は13,819百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は662百万円、延滞債権額は10,661百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1 不動産及び動産の減価償却累計額は121,891百万円、圧縮記帳額は10,251百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は25百万円あります。 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、延滞債権額は7,964百万円あります。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1 不動産及び動産の減価償却累計額は278,528百万円、圧縮記帳額は23,043百万円あります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は59百万円、延滞債権額は14,644百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1 不動産及び動産の減価償却累計額は270,573百万円、圧縮記帳額は23,732百万円あります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は5,501百万円、延滞債権額は14,743百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は240百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は13,098百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は24,663百万円であります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は360百万円であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は4,982百万円であります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は13,332百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は860百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は19,234百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は34,799百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は742百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は12,915百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は33,903百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>※3 担保に供している資産は有価証券2,694百万円です。これは、その他負債に含まれる預り金100百万円の担保のほか、先物取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが94,799百万円含まれております。</p> <p>※5 その他資産には、保険業法第113条繰延資産2,787百万円が含まれております。</p>	<p>※3 担保に供している資産は有価証券4,758百万円です。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが3,087百万円含まれております。</p> <p>※5 その他資産には、保険業法第113条繰延資産1,786百万円が含まれております。</p>	<p>※3 担保に供している資産は有価証券10,541百万円です。これは、その他負債に含まれる預り金125百万円の担保のほか、海外営業のための供託資産等として差し入れているものであります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが90,662百万円含まれております。</p> <p>※5 その他資産には、保険業法第113条繰延資産2,203百万円が含まれております。</p> <p>※6 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は530百万円です。</p>	<p>※3 担保に供している資産は有価証券8,116百万円です。これは、その他負債に含まれる預り金125百万円の担保のほか、海外営業のための供託資産等として差し入れているものであります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが76,882百万円含まれております。</p> <p>※5 その他資産には、保険業法第113条繰延資産1,587百万円が含まれております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 59,204百万円 給与 31,905百万円 なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益のその他は、貸倒引当金戻入額3,413百万円及び不動産処分益164百万円であります。</p> <p>※3 特別損失のその他は、提出会社及び国内連結子会社の合併に係る諸費用7,616百万円、不動産動産処分損586百万円及び時価の著しい下落による建物の評価損40百万円であります。</p>	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 56,655百万円 給与 27,233百万円 なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益のその他は、退職給付会計に係る過去勤務債務(債務の減額)を一時の収益として処理した額1,384百万円、貸倒引当金戻入額753百万円及び不動産動産処分益240百万円あります。</p> <p>※3 特別損失のその他は、退職給付会計に係る数理計算上の差異を一時の費用として処理した額5,551百万円、不動産動産処分損632百万円及び三井海上火災保険株式会社、三井みらい生命保険株式会社並びに三井海上アセットマネジメント株式会社との合併準備のために発生した費用の額7,326百万円あります。</p>	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 118,813百万円 給与 56,905百万円 なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益のその他は、不動産動産処分益2,982百万円及び貸倒引当金戻入額84百万円あります。</p> <p>※3 特別損失のその他は、提出会社及び国内連結子会社の合併に係る諸費用1,737百万円、時価の著しい下落による土地及び建物の評価損1,013百万円並びに不動産動産処分損790百万円あります。</p>	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 174,651百万円 給与 92,068百万円 なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益のその他は、不動産動産処分益1,092百万円、貸倒引当金戻入額1,030百万円、投資損失引当金戻入額14百万円及び債権売却損失引当金戻入額36百万円あります。</p> <p>※3 特別損失のその他は、合併に係る諸費用24,070百万円、不動産動産処分損2,612百万円及び時価の著しい下落による土地の評価損132百万円あります。</p>

(中間連結剰余金計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
※1 役員賞与金はすべて取締役に対するものであります。	—————	※1 役員賞与金はすべて取締役に対するものであります。	※1 同左

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)																																																								
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社																																																										
<p>1 現金及び現金同等物の 中間期末残高と中間連 結貸借対照表に掲記さ れている科目の金額と の関係 (平成13年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び 預貯金</td> <td>235,333百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>23,554百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 3カ月を超 える定期預金</td> <td>△34,534百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物 以外の買入 金銭債権</td> <td>△3,072百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物に 含まれる 有価証券</td> <td>348百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物</td> <td>221,628百万円</td> </tr> </table>	現金及び 預貯金	235,333百万円	買入金銭債権	23,554百万円	預入期間が 3カ月を超 える定期預金	△34,534百万円	現金同等物 以外の買入 金銭債権	△3,072百万円	現金同等物に 含まれる 有価証券	348百万円	現金及び 現金同等物	221,628百万円	<p>1 現金及び現金同等物の 期末残高と連結貸借対 照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成13年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び 預貯金</td> <td>244,702百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td>168百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>5,182百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,438,791百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 3カ月を 超える 定期預金等</td> <td>△22,107百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物 以外の買入 金銭債権</td> <td>△2,551百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以 外の有価証券</td> <td>△2,438,296百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物</td> <td>225,889百万円</td> </tr> </table>	現金及び 預貯金	244,702百万円	コールローン	168百万円	買入金銭債権	5,182百万円	有価証券	2,438,791百万円	預入期間が 3カ月を 超える 定期預金等	△22,107百万円	現金同等物 以外の買入 金銭債権	△2,551百万円	現金同等物以 外の有価証券	△2,438,296百万円	現金及び 現金同等物	225,889百万円	<p>1 現金及び現金同等物の 中間期末残高と中間連 結貸借対照表に掲記さ れている科目の金額と の関係 (平成14年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び 預貯金</td> <td>365,957百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td>10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>44,058百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 3カ月を超 える定期預金</td> <td>△66,487百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物 以外の買入 金銭債権</td> <td>△3,272百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物に 含まれる 有価証券</td> <td>545百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物</td> <td>350,801百万円</td> </tr> </table>	現金及び 預貯金	365,957百万円	コールローン	10,000百万円	買入金銭債権	44,058百万円	預入期間が 3カ月を超 える定期預金	△66,487百万円	現金同等物 以外の買入 金銭債権	△3,272百万円	現金同等物に 含まれる 有価証券	545百万円	現金及び 現金同等物	350,801百万円	<p>1 現金及び現金同等物の 期末残高と連結貸借対 照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成14年3月31日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び 預貯金</td> <td>415,024百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td>328百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>17,774百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 3カ月を超 える定期預金</td> <td>△57,719百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物 以外の買入 金銭債権</td> <td>△3,452百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物に 含まれる 有価証券</td> <td>427百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物</td> <td>372,383百万円</td> </tr> </table>	現金及び 預貯金	415,024百万円	コールローン	328百万円	買入金銭債権	17,774百万円	預入期間が 3カ月を超 える定期預金	△57,719百万円	現金同等物 以外の買入 金銭債権	△3,452百万円	現金同等物に 含まれる 有価証券	427百万円	現金及び 現金同等物	372,383百万円
現金及び 預貯金	235,333百万円																																																										
買入金銭債権	23,554百万円																																																										
預入期間が 3カ月を超 える定期預金	△34,534百万円																																																										
現金同等物 以外の買入 金銭債権	△3,072百万円																																																										
現金同等物に 含まれる 有価証券	348百万円																																																										
現金及び 現金同等物	221,628百万円																																																										
現金及び 預貯金	244,702百万円																																																										
コールローン	168百万円																																																										
買入金銭債権	5,182百万円																																																										
有価証券	2,438,791百万円																																																										
預入期間が 3カ月を 超える 定期預金等	△22,107百万円																																																										
現金同等物 以外の買入 金銭債権	△2,551百万円																																																										
現金同等物以 外の有価証券	△2,438,296百万円																																																										
現金及び 現金同等物	225,889百万円																																																										
現金及び 預貯金	365,957百万円																																																										
コールローン	10,000百万円																																																										
買入金銭債権	44,058百万円																																																										
預入期間が 3カ月を超 える定期預金	△66,487百万円																																																										
現金同等物 以外の買入 金銭債権	△3,272百万円																																																										
現金同等物に 含まれる 有価証券	545百万円																																																										
現金及び 現金同等物	350,801百万円																																																										
現金及び 預貯金	415,024百万円																																																										
コールローン	328百万円																																																										
買入金銭債権	17,774百万円																																																										
預入期間が 3カ月を超 える定期預金	△57,719百万円																																																										
現金同等物 以外の買入 金銭債権	△3,452百万円																																																										
現金同等物に 含まれる 有価証券	427百万円																																																										
現金及び 現金同等物	372,383百万円																																																										
<p>2 投資活動によるキャッ シュ・フローには、保 険事業に係る資産運用 業務から生じるキャッ シュ・フローを含んで おります。</p>	<p>2 投資活動によるキャッ シュ・フローには、保 険事業に係る資産運用 業務から生じるキャッ シュ・フローを含んで おります。</p>	<p>2 投資活動によるキャッ シュ・フローには、保 険事業に係る資産運用 業務から生じるキャッ シュ・フローを含んで おります。</p>	<p>2 同左</p>																																																								



(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)																																																																								
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>1,966</td> <td>1,459</td> <td>506</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>365百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>141百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>506百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>202百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>202百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	動産	1,966	1,459	506	1年内	365百万円	1年超	141百万円	合計	506百万円	支払リース料	202百万円	減価償却費相当額	202百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>3,615</td> <td>2,872</td> <td>742</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>430百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>312百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>742百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>368百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>368百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	動産	3,615	2,872	742	1年内	430百万円	1年超	312百万円	合計	742百万円	支払リース料	368百万円	減価償却費相当額	368百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>2,742</td> <td>2,317</td> <td>424</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>303百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>121百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>424百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>292百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>292百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	動産	2,742	2,317	424	1年内	303百万円	1年超	121百万円	合計	424百万円	支払リース料	292百万円	減価償却費相当額	292百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>3,079</td> <td>2,361</td> <td>718</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>475百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>243百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>718百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,079百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,079百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	動産	3,079	2,361	718	1年内	475百万円	1年超	243百万円	合計	718百万円	支払リース料	1,079百万円	減価償却費相当額	1,079百万円
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																																																								
動産	1,966	1,459	506																																																																								
1年内	365百万円																																																																										
1年超	141百万円																																																																										
合計	506百万円																																																																										
支払リース料	202百万円																																																																										
減価償却費相当額	202百万円																																																																										
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																																								
動産	3,615	2,872	742																																																																								
1年内	430百万円																																																																										
1年超	312百万円																																																																										
合計	742百万円																																																																										
支払リース料	368百万円																																																																										
減価償却費相当額	368百万円																																																																										
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																																																								
動産	2,742	2,317	424																																																																								
1年内	303百万円																																																																										
1年超	121百万円																																																																										
合計	424百万円																																																																										
支払リース料	292百万円																																																																										
減価償却費相当額	292百万円																																																																										
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																																								
動産	3,079	2,361	718																																																																								
1年内	475百万円																																																																										
1年超	243百万円																																																																										
合計	718百万円																																																																										
支払リース料	1,079百万円																																																																										
減価償却費相当額	1,079百万円																																																																										
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>259百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>395百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>655百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	259百万円	1年超	395百万円	合計	655百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	0百万円	1年超	1百万円	合計	2百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>595百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,244百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,840百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	595百万円	1年超	1,244百万円	合計	1,840百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>382百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>480百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>862百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	382百万円	1年超	480百万円	合計	862百万円																																																
1年内	259百万円																																																																										
1年超	395百万円																																																																										
合計	655百万円																																																																										
1年内	0百万円																																																																										
1年超	1百万円																																																																										
合計	2百万円																																																																										
1年内	595百万円																																																																										
1年超	1,244百万円																																																																										
合計	1,840百万円																																																																										
1年内	382百万円																																																																										
1年超	480百万円																																																																										
合計	862百万円																																																																										

## (有価証券関係)

## 有価証券

## 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)		
	三井海上火災保険株式会社			住友海上火災保険株式会社								
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	51,719	54,801	3,082	—	—	—	50	50	0	342	342	0
外国証券	17,201	17,572	370	1,750	1,760	10	4,024	4,458	433	6,006	6,606	600
合計	68,921	72,374	3,452	1,750	1,760	10	4,074	4,508	433	6,348	6,948	600

## 2 その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)		
	三井海上火災保険株式会社			住友海上火災保険株式会社								
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	750,262	786,839	36,577	1,099,434	1,157,217	57,783	2,098,921	2,184,032	85,110	2,001,557	2,066,982	65,424
株式	506,312	919,485	413,173	460,496	798,071	337,574	917,760	1,609,150	691,390	934,182	1,843,020	908,838
外国証券	359,587	371,937	12,350	372,052	421,661	49,609	750,872	837,887	87,014	738,975	835,982	97,006
その他	23,606	23,156	△449	11,341	10,892	△448	32,325	31,574	△750	28,251	28,573	322
合計	1,639,768	2,101,419	461,651	1,943,324	2,387,843	444,518	3,799,880	4,662,645	862,765	3,702,966	4,774,559	1,071,592

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
		<p>その他有価証券で時価のあるものについて8,678百万円減損処理を行っております。</p> <p>なお、提出会社及び国内連結子会社は、当該有価証券の減損に当たっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行っております。</p>	<p>その他有価証券で時価のあるものについて15,522百万円減損処理を行っております。</p> <p>なお、提出会社及び国内連結子会社は、当該有価証券の減損に当たっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行っております。</p>

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>(1) 満期保有目的の債券 外国証券 291百万円 その他 21,708百万円 (注)中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金及び買入金銭債権として処理されている商業ペーパーを「その他」に含めております。</p> <p>(2) その他有価証券 公社債 6,964百万円 株式 19,581百万円 外国証券 20,887百万円 その他 2,673百万円</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。</p> <p>(2) その他有価証券 公社債 322百万円 株式 19,318百万円 外国証券 21,452百万円 その他 6,202百万円 (注)「その他」には、連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている商業ペーパー等 3,958百万円を含めております。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 外国証券 376百万円 その他 88,407百万円 (注)中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金並びに買入金銭債権として処理されている商業ペーパーを「その他」に含めております。</p> <p>(2) その他有価証券 公社債 4,953百万円 株式 41,902百万円 外国証券 37,300百万円 その他 4,963百万円 (注)中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権を「その他」に含めております。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 外国証券 362百万円 その他 47,953百万円 (注)連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金並びに買入金銭債権として処理されている商業ペーパーを「その他」に含めております。</p> <p>(2) その他有価証券 公社債 4,944百万円 株式 42,614百万円 外国証券 38,841百万円 その他 5,062百万円 (注)連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権を「その他」に含めております。</p>

(金銭の信託関係)

金銭の信託

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項ありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
時価評価する単独運用の金銭の信託はありません。取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が76百万円あります。	該当事項はありません。	時価評価する単独運用の金銭の信託はありません。取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が97百万円あります。	時価評価する単独運用の金銭の信託はありません。取得原価をもって連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が1,023百万円あります。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)		
		三井海上火災保険株式会社			住友海上火災保険株式会社								
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引												
	売建	20,539	20,500	39	10,130	10,338	△207	26,855	27,251	△396	31,849	32,467	△617
	買建	118	119	0	901	980	79	3,678	3,676	△2	7,002	7,009	7
	通貨 オプション取引												
	売建	—	—	—	—	—	—	3,492	1	18	3,021	0	1
	買建	(—)	—	—	(—)	—	(19)	—	—	(2)	(2)	—	—
	買建	2,346	83	△15	—	—	—	3,472	2	△34	3,011	159	56
		(99)			(—)			(36)		(102)	(102)		
金利	金利 オプション取引												
	売建	9,420	70	155	—	—	—	19,720	102	148	8,910	69	156
		(225)			(—)			(251)			(225)		
	買建	3,000	76	△120	—	—	—	13,500	101	△122	3,000	73	△123
		(196)			(—)			(223)			(196)		
	金利スワップ取引	54,290	50	50	10,863	170	170	52,655	192	192	54,166	309	309
株式	株価指数先物取引												
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,158	1,110	48
	株価指数 オプション取引												
	売建	—	—	—	—	—	—	450	6	4	3,050	7	44
		(—)			(—)			(10)			(51)		
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,700	42	△2
		(—)			(—)			(—)			(45)		
	株価スワップ取引	1,840	△94	△94	—	—	—	—	—	—	—	—	—

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成13年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)		
		三井海上火災保険株式会社			住友海上火災保険株式会社								
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
債券	債券先物取引 売建	—	—	—	—	—	—	280	280	△0	—	—	—
	債券店頭 オプション取引 売建	— (—)	—	—	— (—)	—	—	9,333 (17)	3	14	7,392 (18)	1	16
信用	クレジット デリバティブ取引 売建	—	—	—	—	—	—	533,076	△7,772	△7,772	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	23,294	77	77	—	—	—
その他	天候 デリバティブ取引 売建	65 (87)	28	59	— (—)	—	—	30 (24)	20	3	9 (26)	16	9
	買建	30 (33)	6	△26	— (—)	—	—	1 (2)	2	0	6 (17)	14	△3
	その他	—	152	152	—	—	—	—	408	408	—	614	614
	自然災害 デリバティブ取引 売建	130 (5)	2	2	— (—)	—	—	170 (10)	7	2	190 (7)	2	5
	経済指標 デリバティブ取引 売建	0 (21)	21	—	— (—)	—	—	0 (21)	—	21	0 (21)	7	14
合計		91,779	21,017	203	21,896	11,490	42	690,010	24,365	△7,436	125,466	41,905	537

(注) 1 括弧内の数値はオプションプレミアムであります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)

〔三井海上火災保険株式会社〕

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	472,024	26,341	498,366	(16,130)	482,236
(2) セグメント間の内部 経常収益	389	—	389	(389)	—
計	472,413	26,341	498,755	(16,519)	482,236
経常費用	459,129	26,161	485,290	(16,552)	468,737
経常利益	13,284	180	13,465	33	13,498

(注) 1 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業…損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業…生命保険引受業務及び資産運用業務

3 当中間連結会計期間における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額は、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金等戻入額を中間連結損益計算書上は責任準備金等繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)

〔住友海上火災保険株式会社〕

全セグメントの経常収益の合計額、経常利益の合計額及び資産の金額の合計額に占める「損害保険業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

なお、投資事業は損害保険業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

当中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	886,052	64,626	950,679	(378)	950,300
(2) セグメント間の内部 経常収益	895	—	895	(895)	—
計	886,947	64,626	951,574	(1,273)	950,300
経常費用	842,354	64,549	906,904	(1,273)	905,630
経常利益	44,592	77	44,670	—	44,670

(注) 1 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業…損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業…生命保険引受業務及び資産運用業務

3 当中間連結会計期間における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額は、生命保険事業セグメントに係る経常収益のうちの支払備金戻入額を中間連結損益計算書上は支払備金繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,404,269	99,811	1,504,081	(64,836)	1,439,244
(2) セグメント間の内部 経常収益	1,310	—	1,310	(1,310)	—
計	1,405,579	99,811	1,505,391	(66,146)	1,439,244
経常費用	1,356,504	98,627	1,455,132	(66,180)	1,388,951
経常利益	49,075	1,183	50,259	33	50,292

(注) 1 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業…損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業…生命保険引受業務及び資産運用業務

3 当連結会計年度における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額は、生命保険事業セグメントに係る経常費用のうちの責任準備金等繰入額を連結損益計算書上は責任準備金等戻入額に含めて表示したことによる振替額であります。



#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)

〔三井海上火災保険株式会社〕

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)

〔住友海上火災保険株式会社〕

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本国」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)

〔三井海上火災保険株式会社〕

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)

〔住友海上火災保険株式会社〕

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

同上

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間	前連結会計年度	当中間連結会計期間	前連結会計年度
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
1株当たり純資産額 818.12円	1株当たり純資産額 884.21円	1株当たり純資産額 786.29円	1株当たり純資産額 869.82円
1株当たり中間純利益 7.81円	1株当たり当期純利益 4.32円	1株当たり中間純利益 20.20円	1株当たり当期純利益 14.44円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 7.36円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 4.22円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 19.00円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 13.66円
<p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、同会計基準及び適用指針を前中間連結会計期間及び前連結会計年度に適用して算定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p>			
前中間連結 会計期間	前連結会計 年度	前連結会計 年度	
三井海上火災 保険株式会社	住友海上火災 保険株式会社		
1株当たり 純資産額 818.12円	1株当たり 純資産額 884.21円	1株当たり 純資産額 869.77円	
1株当たり 中間純利益 7.81円	1株当たり 当期純利益 4.32円	1株当たり 当期純利益 14.37円	
潜在株式調 整後1株当 たり中間純 利益 7.36円	潜在株式調 整後1株当 たり当期純 利益 4.22円	潜在株式調 整後1株当 たり当期純 利益 13.59円	

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	三井海上火災保険 株式会社	住友海上火災保険 株式会社		
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益(百万円)	—	—	29,500	—
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益(百万円)	—	—	29,500	—
期中平均株式数(千株)	—	—	1,459,740	—
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	273	—
(うち支払利息(税額相当額控除 後))(百万円)	(—)	(—)	(262)	(—)
(うち手数料等)	(—)	(—)	(10)	(—)
普通株式増加数(千株)	—	—	107,250	—
(うち転換社債(千株))	(—)	(—)	(107,250)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	—	該当ありません。	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社	—	—
<p>提出会社は、平成13年5月18日に住友海上火災保険株式会社との間で締結され、平成13年6月28日開催の提出会社の第84期定時株主総会及び住友海上火災保険株式会社の第58回定時株主総会において、それぞれ承認可決された合併契約書に基づき、平成13年10月1日を合併期日として住友海上火災保険株式会社と合併いたしました。</p> <p>合併に関する事項の概要は次のとおりであります。</p> <p>1 合併に際して発行した新株式及びその割当</p> <p>提出会社は、合併に際して、普通株式722,670,455株を発行し、平成13年9月30日の住友海上火災保険株式会社の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。)に記載された株主(実質株主を含む。)に対し、その所有する同社の普通株式1株につき、提出会社の普通株式1.09株の割合をもって割当交付いたしました。なお、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)が平成13年10月1日から施行されたことにより、額面無額面の区別は廃止されました。</p> <p>2 増加した資本金及び準備金等</p> <p>合併により増加した提出会社の資本金、資本準備金、利益準備金及び任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資本金60,020百万円 (2) 資本準備金 35,549百万円 (3) 利益準備金 19,759百万円 (4) 任意積立金その他の留保利益 145,997百万円</p>	<p>当社は、平成13年5月18日に三井海上火災保険株式会社との間で締結され、平成13年6月28日開催の当社の第58回定時株主総会及び三井海上火災保険株式会社の第84期定時株主総会においてそれぞれ承認可決された合併契約書に基づき、平成13年10月1日を合併期日として三井海上火災保険株式会社と合併し、当社の資産、負債及び権利義務の一切並びに従業員を同社に引き継ぎました。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)																																																												
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社																																																														
<p>3 住友海上火災保険株式会社から引き継いだ資産及び負債 提出会社が住友海上火災保険株式会社から引き継いだ資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資産の部)</td> <td></td> <td>(負債の部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>227,170</td> <td>保険契約準備金</td> <td>2,402,008</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>5,115</td> <td>転換社債</td> <td>52,363</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td>7,292</td> <td>その他負債</td> <td>85,157</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,846,423</td> <td>退職給付引当金</td> <td>84,759</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>401,399</td> <td>賞与引当金</td> <td>3,817</td> </tr> <tr> <td>不動産及び動産</td> <td>123,049</td> <td>価格変動準備金</td> <td>8,143</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>163,033</td> <td>支払承諾</td> <td>87,156</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>133,741</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払承諾見返</td> <td>87,156</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>△9,531</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td>△120</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産の部合計</td> <td>2,984,732</td> <td>負債の部合計</td> <td>2,723,405</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>差引正味財産</td> <td>261,326</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。</p> <p>2 有価証券には自己株式9百万円が含まれております。</p>				科目	金額	科目	金額	(資産の部)		(負債の部)		現金及び預貯金	227,170	保険契約準備金	2,402,008	買入金銭債権	5,115	転換社債	52,363	金銭の信託	7,292	その他負債	85,157	有価証券	1,846,423	退職給付引当金	84,759	貸付金	401,399	賞与引当金	3,817	不動産及び動産	123,049	価格変動準備金	8,143	その他資産	163,033	支払承諾	87,156	繰延税金資産	133,741			支払承諾見返	87,156			貸倒引当金	△9,531			投資損失引当金	△120			資産の部合計	2,984,732	負債の部合計	2,723,405			差引正味財産	261,326
科目	金額	科目	金額																																																												
(資産の部)		(負債の部)																																																													
現金及び預貯金	227,170	保険契約準備金	2,402,008																																																												
買入金銭債権	5,115	転換社債	52,363																																																												
金銭の信託	7,292	その他負債	85,157																																																												
有価証券	1,846,423	退職給付引当金	84,759																																																												
貸付金	401,399	賞与引当金	3,817																																																												
不動産及び動産	123,049	価格変動準備金	8,143																																																												
その他資産	163,033	支払承諾	87,156																																																												
繰延税金資産	133,741																																																														
支払承諾見返	87,156																																																														
貸倒引当金	△9,531																																																														
投資損失引当金	△120																																																														
資産の部合計	2,984,732	負債の部合計	2,723,405																																																												
		差引正味財産	261,326																																																												

(2) 【その他】

該当事項ありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

期別	注記 番号	前中間会計期間末 (平成13年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成13年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成14年3月31日現在)	
		三井海上火災保険 株式会社		住友海上火災保険 株式会社		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
科目		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)									
現金及び預貯金		173,377	4.99	227,170	6.82	301,681	4.87	342,694	4.97
コールローン		—	—	—	—	10,000	0.16	—	—
買入金銭債権		23,554	0.68	5,182	0.16	44,058	0.71	17,774	0.26
金銭の信託		33,257	0.96	7,292	0.22	38,411	0.62	38,416	0.56
有価証券	※3 ※5	2,105,232	60.57	2,304,563	69.18	4,391,294	70.85	4,556,189	66.05
貸付金	※4 ※7	401,289	11.55	401,399	12.05	724,973	11.70	757,797	10.98
不動産及び動産	※1	189,101	5.44	140,409	4.21	294,989	4.76	306,376	4.44
その他資産	※2	175,453	5.05	167,650	5.03	356,163	5.75	334,717	4.85
支払承諾見返		388,931	11.19	87,156	2.62	59,641	0.96	569,505	8.26
貸倒引当金		△14,800	△0.43	△9,531	△0.29	△23,685	△0.38	△25,707	△0.37
投資損失引当金		—	—	△120	△0.00	△13	△0.00	△8	△0.00
資産の部合計		3,475,397	100.00	3,331,174	100.00	6,197,514	100.00	6,897,755	100.00

期別	注記 番号	前中間会計期間末 (平成13年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成13年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成14年3月31日現在)	
		三井海上火災保険 株式会社		住友海上火災保険 株式会社		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
科目		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)									
保険契約準備金		2,200,952	63.33	2,402,008	72.11	4,518,314	72.90	4,512,929	65.43
支払備金		(192,147)		(192,378)		(401,167)		(405,463)	
責任準備金		(2,008,805)		(2,209,630)		(4,117,147)		(4,107,466)	
転換社債		52,594	1.51	52,363	1.57	85,098	1.37	85,098	1.23
その他負債		87,556	2.52	85,157	2.56	167,767	2.71	150,437	2.18
退職給付引当金		83,789	2.41	72,847	2.19	159,717	2.58	163,190	2.37
賞与引当金		4,198	0.12	3,817	0.11	8,022	0.13	10,685	0.15
債権売却損失引当金		2,701	0.08	—	—	1,659	0.03	1,619	0.02
不動産投資損失引当金		1,220	0.03	—	—	1,220	0.02	1,220	0.02
特別法上の準備金		9,963	0.29	8,143	0.24	20,292	0.33	20,429	0.30
価格変動準備金		(9,963)		(8,143)		(20,292)		(20,429)	
繰延税金負債		27,640	0.80	35,087	1.05	34,114	0.55	120,132	1.74
支払承諾		388,931	11.19	87,156	2.62	59,641	0.96	569,505	8.26
負債の部合計		2,859,549	82.28	2,746,581	82.45	5,055,848	81.58	5,635,248	81.70
(資本の部)									
資本金		68,453	1.97	60,020	1.80	—	—	128,476	1.86
資本準備金		46,440	1.33	35,549	1.07	—	—	81,991	1.19
利益準備金		16,281	0.47	19,759	0.59	—	—	36,040	0.52
その他の剰余金		192,144	5.53	193,877	5.82	—	—	347,936	5.05
任意積立金		(178,476)		(176,702)		(—)		(307,339)	
中間(当期)未処分利益		(13,668)		(17,174)		(—)		(40,597)	
その他有価証券評価差額金		292,527	8.42	275,386	8.27	—	—	679,664	9.85
自己株式		—	—	—	—	—	—	△11,603	△0.17
資本の部合計		615,847	17.72	584,592	17.55	—	—	1,262,507	18.30
資本金		—	—	—	—	128,476	2.07	—	—
資本剰余金		—	—	—	—	81,991	1.32	—	—
資本準備金		(—)		(—)		(81,991)		(—)	
利益剰余金		—	—	—	—	402,871	6.50	—	—
利益準備金		(—)		(—)		(38,340)		(—)	
任意積立金		(—)		(—)		(312,775)		(—)	
中間未処分利益		(—)		(—)		(51,755)		(—)	
その他有価証券評価差額金		—	—	—	—	540,183	8.72	—	—
自己株式		—	—	—	—	△11,857	△0.19	—	—
資本の部合計		—	—	—	—	1,141,665	18.42	—	—
負債及び資本の部合計		3,475,397	100.00	3,331,174	100.00	6,197,514	100.00	6,897,755	100.00

② 【中間損益計算書】

期別	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
		三井海上火災保険 株式会社		住友海上火災保険 株式会社					
(経常損益の部)									
経常収益		455,841	100.00	431,311	100.00	850,856	100.00	1,363,288	100.00
保険引受収益		426,166	93.49	403,024	93.44	804,735	94.58	1,284,936	94.25
(うち正味収入保険料)		(317,807)		(297,843)		(619,580)		(889,361)	
(うち収入積立保険料)		(70,328)		(86,585)		(147,750)		(210,145)	
(うち積立保険料等運用益)		(16,236)		(18,588)		(33,062)		(52,638)	
(うち支払備金戻入額)		(—)		(—)		(4,296)		(—)	
(うち責任準備金戻入額)		(21,786)		(—)		(—)		(132,243)	
資産運用収益		28,123	6.17	27,440	6.36	44,267	5.20	75,211	5.52
(うち利息及び配当金収入)		(30,731)		(37,650)		(59,884)		(91,571)	
(うち有価証券売却益)		(12,409)		(7,146)		(15,066)		(30,775)	
(うち積立保険料等運用益 振替)		(△16,236)		(△18,588)		(△33,062)		(△52,638)	
その他経常収益		1,550	0.34	846	0.20	1,853	0.22	3,139	0.23
経常費用		442,328	97.04	418,530	97.04	805,905	94.72	1,313,434	96.34
保険引受費用		360,987	79.19	347,215	80.50	672,989	79.10	1,110,235	81.44
(うち正味支払保険金)		(164,022)		(141,592)		(295,341)		(481,624)	
(うち損害調査費)		(16,389)		(12,846)		(29,194)		(44,007)	
(うち諸手数料及び集金費)		(54,879)		(51,350)		(109,320)		(156,230)	
(うち満期返戻金)		(121,927)		(120,046)		(228,626)		(403,098)	
(うち支払備金繰入額)		(3,085)		(10)		(—)		(24,749)	
(うち責任準備金繰入額)		(—)		(20,799)		(9,680)		(—)	
資産運用費用		14,595	3.20	13,954	3.24	21,729	2.55	22,467	1.65
(うち有価証券売却損)		(92)		(566)		(1,085)		(2,278)	
(うち有価証券評価損)		(10,049)		(11,214)		(9,913)		(15,910)	
営業費及び一般管理費		65,622	14.40	56,432	13.08	109,400	12.86	178,496	13.09
その他経常費用		1,123	0.25	926	0.22	1,786	0.21	2,233	0.16
経常利益		13,512	2.96	12,781	2.96	44,951	5.28	49,853	3.66
(特別損益の部)									
特別利益		3,613	0.79	10,148	2.35	3,287	0.39	2,212	0.16
特別法上の準備金戻入額		(—)		(1,859)		(137)		(—)	
価格変動準備金		((—))		((1,859))		((137))		((—))	
その他	※1	(3,613)		(8,289)		(3,150)		(2,212)	
特別損失		8,362	1.83	13,810	3.20	3,509	0.41	28,929	2.12
特別法上の準備金繰入額		(389)		(—)		(—)		(2,712)	
価格変動準備金		((389))		((—))		((—))		((2,712))	
その他	※2	(7,973)		(13,810)		(3,509)		(26,216)	
税引前中間(当期)純利益		8,762	1.92	9,120	2.11	44,729	5.26	23,137	1.70
法人税及び住民税		8,304	1.82	11,436	2.65	22,021	2.59	5,361	0.39
法人税等調整額		△6,192	△1.36	△9,477	△2.20	△7,219	△0.85	1,329	0.10
中間(当期)純利益		6,651	1.46	7,161	1.66	29,927	3.52	16,445	1.21
前期繰越利益		7,016		9,925		21,827		7,016	
特別償却準備金取崩額		—		143		—		—	
海外投資等損失準備金取崩額		—		0		—		—	
圧縮記帳積立金取崩額		—		4		—		—	
圧縮記帳積立金積立額		—		60		—		—	
合併による未処分利益受入額		—		—		—		17,134	
中間(当期)未処分利益		13,668		17,174		51,755		40,597	



中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間	前事業年度	当中間会計期間	前事業年度
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>(5) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>2 金銭の信託の評価基準及び評価方法 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。</p> <p>(3) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(5) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>(6) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>(5) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p>

前中間会計期間	前事業年度	当中間会計期間	前事業年度
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証によ</p>	<p>3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。ただし、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。</p> <p>4 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>5 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証によ</p>	<p>2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。ただし、為替予約等の振当処理の適用要件を満たすものについて振当処理を、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについて特例処理を適用しております。</p> <p>3 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証によ</p>	<p>2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3 不動産及び動産の減価償却の方法 同左</p> <p>4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左</p>

前中間会計期間	前事業年度	当中間会計期間	前事業年度
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>る回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産自己査定実施規程に定める実施部が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p>	<p>る回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、すべての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部門が資産査定を実施し、査定結果について当該部門から独立した管理部門が審査を、検査部門が監査をそれぞれ行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 有価証券等について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、資産の自己査定結果に基づき、必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>る回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 有価証券等について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、資産の自己査定結果に基づき必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>

前中間会計期間	前事業年度	当中間会計期間	前事業年度
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、中間会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(4) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値の下落等により将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見積額を計上しております。</p> <p>(5) 不動産投資損失引当金 不動産投資関連取引に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見積額を計上しております。</p> <p>(6) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、数理計算上の差異及び過去勤務債務は発生した期の一時の費用として処理しております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、中間会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(5) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値の下落等により将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見積額を計上しております。</p> <p>(6) 不動産投資損失引当金 不動産投資関連取引に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見積額を計上しております。</p> <p>(7) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(5) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値の下落等により将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見積額を計上しております。</p> <p>(6) 不動産投資損失引当金 不動産投資関連取引に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見積額を計上しております。</p> <p>(7) 価格変動準備金 同左</p>

前中間会計期間	前事業年度	当中間会計期間	前事業年度
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8 ヘッジ会計の方法 株式の保有に係る株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式オプション取引の損益については繰延ヘッジを適用しております。</p>	<p>6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>7 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>8 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>9 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、特例処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 金利スワップ取引をヘッジ手段とし、変動利付の貸付金及び債券の一部をヘッジ対象としております。 (3) ヘッジ方針 金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p>	<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8 ヘッジ会計の方法 株式の保有に係る株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式オプション取引については繰延ヘッジを適用しております。また、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。 なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを半期毎に比較し、両者の変動</p>	<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 消費税等の会計処理 同左</p> <p>7 リース取引の処理方法 同左</p> <p>8 ヘッジ会計の方法 同左</p>

前中間会計期間	前事業年度	当中間会計期間	前事業年度
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>9 税効果会計に関する事項</p> <p>中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金及び特別償却準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。</p>	<p>額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。</p> <p>9 税効果会計に関する事項</p> <p>中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金、特別償却準備金及び圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間	前事業年度	当中間会計期間
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社	
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>当中間会計期間から保険業法施行規則の改正により中間貸借対照表の様式を改訂し、従来「その他負債」の内訳として表示していた「転換社債」を「保険契約準備金」の次に表示しております。</p>		

追加情報

前中間会計期間	前事業年度	当中間会計期間	前事業年度
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
		<p>1 クレジットデリバティブ取引につきましては、前事業年度までは債務保証に準じて処理しておりましたが、当中間会計期間から合理的な価額が算出可能となったことから、当該価額をもって中間貸借対照表に計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前中間純利益は7,470百万円減少しております。また、支払承諾見返及び支払承諾は509,782百万円減少しております。</p> <p>2 当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当中間会計期間の損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>これに伴い、前中間会計期間において資産の部に計上していた「自己株式」(4百万円)は、当中間会計期間末においては、資本に対する控除項目としております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前事業年度末 (平成13年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)	前事業年度末 (平成14年3月31日現在)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>※1 不動産及び動産の減価償却累計額は139,871百万円、圧縮記帳額は13,819百万円であります。</p> <p>※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、その他資産に計上しております。</p> <p>※3 担保に供している資産は有価証券2,137百万円であります。</p> <p>※4 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は662百万円、延滞債権額は10,660百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1 不動産及び動産の減価償却累計額は121,344百万円、圧縮記帳額は10,251百万円であります。</p> <p>※3 担保に供している資産は有価証券3,999百万円であります。</p> <p>※4 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は25百万円あります。 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p>	<p>※1 不動産及び動産の減価償却累計額は274,404百万円、圧縮記帳額は23,043百万円あります。</p> <p>※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、その他資産に計上しております。</p> <p>※3 担保に供している資産は有価証券7,530百万円あります。</p> <p>※4 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は59百万円、延滞債権額は14,644百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1 不動産及び動産の減価償却累計額は267,693百万円、圧縮記帳額は23,732百万円あります。</p> <p>※3 担保に供している資産は有価証券6,719百万円あります。</p> <p>※4 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は5,501百万円、延滞債権額は14,743百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>



前中間会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前事業年度末 (平成13年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)	前事業年度末 (平成14年3月31日現在)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は240百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は13,098百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は24,662百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、延滞債権額は7,960百万円であります。</p> <p>延滞債権とは、未收利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は360百万円であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は4,982百万円であります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は13,329百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は860百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は19,234百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は34,799百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は742百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は12,915百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は33,903百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成13年9月30日現在)	前事業年度末 (平成13年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成14年9月30日現在)	前事業年度末 (平成14年3月31日現在)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>※5 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが94,799百万円含まれております。</p> <p>6 子会社であるMitsui Marine &amp; Fire Insurance Co., (Europe) Ltd. 及び Mitsui Marine Corporate Capital Ltd. の保険引受に関して、それぞれ15,906百万円及び14,902百万円の保証を行っております。</p>	<p>※5 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが3,087百万円含まれております。</p>	<p>※5 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが90,662百万円含まれております。</p> <p>6 子会社であるMitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited 及び MSI Corporate Capital Limitedの保険引受に関して、それぞれ16,332百万円及び34,470百万円の保証を行っております。</p> <p>※7 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は530百万円であります。</p>	<p>※5 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが76,882百万円含まれております。</p> <p>6 子会社であるMitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited 及び MSI Corporate Capital Limitedの保険引受に関して、それぞれ17,751百万円及び10,204百万円の保証を行っております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
<p>※1 特別利益のその他は、貸倒引当金戻入額3,466百万円及び不動産動産処分益146百万円であります。</p> <p>※2 特別損失のその他は、合併に係る諸費用7,450百万円、不動産動産処分損481百万円及び時価の著しい下落による建物の評価損40百万円であります。</p>	<p>※1 特別利益のその他は、退職給付会計に係る過去勤務債務(債務の減額)を一時の収益として処理した額1,384百万円、貸倒引当金戻入額753百万円、不動産動産処分益240百万円及び海外支店の現地法人化に伴う資産・負債の移転により発生した収益の額5,911百万円であります。</p> <p>※2 特別損失のその他は、退職給付会計に係る数理計算上の差異を一時の費用として処理した額5,551百万円、不動産動産処分損588百万円、三井海上火災保険株式会社との合併準備のために発生した費用の額7,116百万円及び海外支店から海外子会社への営業譲渡により発生した費用の額553百万円であります。</p>	<p>※1 特別利益のその他は、不動産動産処分益2,976百万円及び貸倒引当金戻入額173百万円であります。</p> <p>※2 特別損失のその他は、合併に係る諸費用1,713百万円、時価の著しい下落による土地及び建物の評価損1,013百万円並びに不動産動産処分損781百万円であります。</p>	<p>※1 特別利益のその他は、貸倒引当金戻入額1,098百万円、不動産動産処分益1,062百万円、投資損失引当金戻入額14百万円及び債権売却損失引当金戻入額36百万円であります。</p> <p>※2 特別損失のその他は、合併に係る諸費用23,336百万円、不動産動産処分損2,480百万円、時価の著しい下落による土地評価損132百万円及び海外支店から海外子会社への営業譲渡により発生した費用266百万円であります。</p>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)																																
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社																																		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>1,963</td> <td>1,457</td> <td>506</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	1,963	1,457	506	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>3,515</td> <td>2,778</td> <td>737</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	3,515	2,778	737	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>2,734</td> <td>2,311</td> <td>422</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	2,734	2,311	422	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>2,982</td> <td>2,266</td> <td>715</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	2,982	2,266	715
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																
動産	1,963	1,457	506																																
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																
動産	3,515	2,778	737																																
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																
動産	2,734	2,311	422																																
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																
動産	2,982	2,266	715																																
<p>なお、取得価額相当額は未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 365百万円 1年超 141百万円 合計 506百万円 なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 201百万円 減価償却費相当額 201百万円</p> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額 1年内 426百万円 1年超 310百万円 合計 737百万円 なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 358百万円 減価償却費相当額 358百万円</p> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 1百万円 1年超 1百万円 合計 1百万円</p>	<p>なお、取得価額相当額は未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 302百万円 1年超 120百万円 合計 422百万円 なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 291百万円 減価償却費相当額 291百万円</p> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>なお、取得価額相当額は未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>2 未経過リース料期末残高相当額 1年内 473百万円 1年超 242百万円 合計 715百万円 なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,066百万円 減価償却費相当額 1,066百万円</p> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>																																

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1 株当たり情報)

前中間会計期間	前事業年度	当中間会計期間	前事業年度
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
1株当たり純資産額 813.30円	1株当たり純資産額 881.73円	1株当たり純資産額 782.19円	1株当たり純資産額 864.74円
1株当たり中間純利益 8.78円	1株当たり当期純利益 10.80円	1株当たり中間純利益 20.50円	1株当たり当期純利益 14.74円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 8.26円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 10.10円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 19.27円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 13.93円
<p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、同会計基準及び適用指針を前中間会計期間及び前事業年度に適用して算定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p>			
前中間会計期間 三井海上火災保険株式会社	前事業年度 住友海上火災保険株式会社	前事業年度	
1株当たり純資産額 813.30円	1株当たり純資産額 881.74円	1株当たり純資産額 864.68円	
1株当たり中間純利益 8.78円	1株当たり当期純利益 10.80円	1株当たり当期純利益 14.66円	
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 8.26円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 10.10円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 13.86円	

- (注) 1 1株当たり情報の計算については、三井住友海上火災保険株式会社の前事業年度及び当中間会計期間は自己株式数を控除して算出しております。
- 2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社		
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益(百万円)	—	—	29,927	—
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益(百万円)	—	—	29,927	—
期中平均株式数(千株)	—	—	1,459,740	—
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	273	—
(うち支払利息(税額相当額控除 後))(百万円)	(—)	(—)	(262)	(—)
(うち手数料等)	(—)	(—)	(10)	(—)
普通株式増加数(千株)	—	—	107,250	—
(うち転換社債(千株))	(—)	(—)	(107,250)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	—	該当ありません。	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
三井海上火災保険株式会社	住友海上火災保険株式会社	—————	—————
<p>当社は、平成13年5月18日に住友海上火災保険株式会社との間で締結され、平成13年6月28日開催の当社の第84期定時株主総会及び住友海上火災保険株式会社の第58回定時株主総会において、それぞれ承認可決された合併契約書に基づき、平成13年10月1日を合併期日として住友海上火災保険株式会社と合併いたしました。</p> <p>合併に関する事項の概要については、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項」中の(重要な後発事象)に記載しております。</p>	<p>当社は、平成13年5月18日に三井海上火災保険株式会社との間で締結され、平成13年6月28日開催の当社の第58回定時株主総会及び三井海上火災保険株式会社の第84期定時株主総会においてそれぞれ承認可決された合併契約書に基づき、平成13年10月1日を合併期日として三井海上火災保険株式会社と合併し、当社の資産、負債及び権利義務の一切並びに従業員を同社に引き継ぎました。</p>		

(2) 【その他】

該当事項ありません。



## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |                |                             |  |
|---|----------------|-----------------------------|--|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類                               | 事業年度<br>(第85期) | 自 平成13年4月1日<br>至 平成14年3月31日 | 平成14年6月27日<br>関東財務局長に提出  |
| (2) 有価証券報告書の<br>訂正報告書                                 |                |                             | 平成14年10月17日<br>関東財務局長に提出   |
| 自平成13年4月1日至平成14年3月31日事業年度(第85期)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 |                |                             |  |
| (3) 自己株券買付状況<br>報告書                                   |                |                             | 平成14年6月5日<br>平成14年7月4日<br>平成14年7月15日<br>平成14年8月14日<br>平成14年9月12日<br>平成14年10月11日<br>平成14年11月14日<br>平成14年12月12日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項ありません。



# 中間監査報告書

平成13年12月21日

三井住友海上火災保険株式会社  
取締役社長 植村裕之 殿

新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 高橋健一 ㊞

代表社員  
関与社員 公認会計士 湯本堅司 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友海上火災保険株式会社(旧会社名 三井海上火災保険株式会社)の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成13年4月1日から平成13年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が三井住友海上火災保険株式会社及び連結子会社の平成13年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成13年4月1日から平成13年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 監査報告書

平成13年12月21日

三井住友海上火災保険株式会社  
取締役社長 植村裕之 殿

## 朝日監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	杉	山	茂	八	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	伊	東	健	治	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	三	浦	孝	昭	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友海上火災保険株式会社の平成13年4月1日から平成13年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が住友海上火災保険株式会社及び連結子会社の平成13年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

## 特記事項

重要な後発事象の項に記載されているとおり、会社は平成13年10月1日付で三井海上火災保険株式会社と合併した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 中間監査報告書

平成14年12月20日

三井住友海上火災保険株式会社  
取締役社長 植村 裕之 殿

## 新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	高 橋 勉	⑩
代表社員 関与社員	公認会計士	湯 本 堅 司	⑩

## 朝日監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	伊 東 健 治	⑩
代表社員 関与社員	公認会計士	三 浦 孝 昭	⑩

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友海上火災保険株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間連結財務諸表が三井住友海上火災保険株式会社及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 中間監査報告書

平成13年12月21日

三井住友海上火災保険株式会社  
取締役社長 植村裕之 殿

新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 高橋 健一 ㊞

代表社員  
関与社員 公認会計士 湯本 堅司 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友海上火災保険株式会社(旧会社名 三井海上火災保険株式会社)の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第85期事業年度の中間会計期間(平成13年4月1日から平成13年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が三井住友海上火災保険株式会社の平成13年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成13年4月1日から平成13年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 監査報告書

平成13年12月21日

三井住友海上火災保険株式会社  
取締役社長 植村裕之 殿

## 朝日監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	杉	山	茂	八	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	伊	東	健	治	㊞
代表社員 関与社員	公認会計士	三	浦	孝	昭	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友海上火災保険株式会社の平成13年4月1日から平成13年9月30日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が住友海上火災保険株式会社の平成13年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

## 特記事項

重要な後発事象の項に記載されているとおり、会社は平成13年10月1日付で三井海上火災保険株式会社と合併した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



# 中間監査報告書

平成14年12月20日

三井住友海上火災保険株式会社  
取締役社長 植村 裕之 殿

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 高 橋 勉 ㊞

代表社員  
関与社員 公認会計士 湯 本 堅 司 ㊞

## 朝日監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 伊 東 健 治 ㊞

代表社員  
関与社員 公認会計士 三 浦 孝 昭 ㊞

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友海上火災保険株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第86期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間財務諸表が三井住友海上火災保険株式会社の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。